

# 成年後見の実践例 から学ぶ研修会

その1



## 「私のみらいのけしき」

(県央福社会ふるーる) 荒井 九美さん

令和2年9月12日(土)・13日(日)  
10:30~14:45

県央福社会  
法人会議室

主催 NPO法人成年後見センター かけはし





“障がい者の後見”

# 成年後見の実践例から学ぶ研修会

その1

2020年9月12日(土)・9月13日(日)

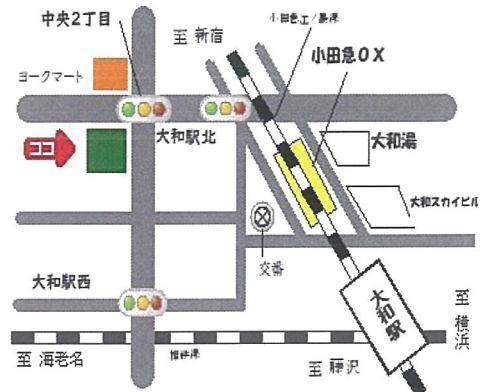
10:30～14:45 (両日とも)\*10:00 開場\*

・会場：県央福社会 法人会議室

所在地：神奈川県大和市中央 2-3-19 ウエストビルディング 4階  
アクセス：小田急江ノ島線・相鉄線「大和駅」下車、徒歩3分

・定員：最大15名

・参加費：1日1,000円(両日とも)



9  
月  
12  
日  
(土)

【制度】10:30-12:00 『専門職後見人としての障がい者支援の実践報告』

講師：菊地 哲也 (法律事務所インテグリティ 共同代表 弁護士)

【特性】13:15-14:45 『援助関係をつくりにくい人への支援について』

～ひきこもりの支援方法のコツとは何か！～

講師：小林 真理子 (山梨英和大学 大学院 教授)

9  
月  
13  
日  
(日)

【基礎】10:30-12:00 『高齢社会の長期的な経済的課題と対策について』

～親80歳代・子ども50歳代の経済的課題と対策について～

講師：濱野 真一 (濱野真一税理士事務所 所長 税理士)

【制度】13:15-14:45 親族後見の実践報告

『自閉症の息子の成年後見人になって感じたこと』

～申立て・面接・後見事務報告の体験談～

講師：大場 正昭 (NPO法人成年後見センターかけはし 副代表理事)

主催：NPO法人成年後見センターかけはし

【お申込み・お問い合わせ】かけはしWAM助成事業事務局：山賀・大場 (090-2484-5426)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について詳しくはホームページをご覧ください↓↓↓  
神奈川県大和市柳橋 2-1-26 ウイングシバタ 102 <http://www.kakehashi-tomoni.org/>

E-mail: [info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp) TEL:046-244-5551/FAX:046-244-5534

☆お電話・FAX・メールいずれかの方法でお申し込みください。お問い合わせもお気軽にどうぞ



# 研修会 | 日目

9月12日(土)



菊地 哲也 (きくち てつや)

法律事務所インテグリティ共同代表 弁護士

経歴

- 1999年 弁護士登録 (旧横浜弁護士会 現神奈川県弁護士会)
- 2016年1月に、共同で法律事務所インテグリティを設立。

現在

- 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
- 罪に問われた障害者の刑事弁護に関するPT連絡会委員 (神奈川県弁護士会)
- Panda 学会会員
- 横浜市差別解消事業助言弁護士 他

書籍・論文

- 「Q&A 成年後見実務全書第3巻」編集代表赤沼康弘他 (執筆分担 民事法研究)
- 銀行法務21 (2016/2) N0796 「専念後見制度対応の今」共同執筆記事



# NPO 法人成年後見センターかけはし 「個人後見の実践例から学ぶ研修会」

## 【制度】障害のある被後見人支援に係わる専門職後見人の実践報告

法律事務所インテグリティ 弁護士 菊地哲也

### 1. まえがき

契約により福祉サービスを利用するという社会福祉制度では、その権利の実現を図る為には、利用できる社会資源が充実してゆくことが大きな前提となります。後見人等の実践のなかでも、実際には適切な『選択肢』がないことなど、社会の壁にぶつかることもあります。

ご当事者のメッセージから、障害者権利条約や差別解消法、虐待防止法などからみてとれる理念に照らし、現実にはどのような社会的な課題につながっているのかについて、いっしょに考えてゆければと思います。

後見制度のみによって、ご本人の暮らしを支えられるわけでないことは言うまでもありません。本研修では、近時、様々な団体等が意思決定支援の為のツールなどの開発をすすめられているなか、後見等における個々の実践を振り返り、これらをもとに、特に一般化できる課題について、ご議論頂けたらと考えます。

なお、全ての事例について、特定されないよう、想定事例を加え、改変してありますことをご了承下さい。

### 第1 日々の暮らし

- 1 あなたにとっての「地域」とは。
- 2 権利条約19条～地域社会で生活する権利
  - \* どこで、どんなひとと、どのようなスタイルで、生活するか。
- 3 障がいの社会モデル
  - \* 「困難さ」は社会の側にある障壁（しょうへき）により、生じている。
  - \* 社会の側にある障壁を無くしていくために ⇔ 合理的配慮義務
- 4 日々の暮らし の大切さ
  - \* 社会への完全かつ効果的な参加 と インクルージョン
- 5 成年後見制度のあるべき方向性
  - \* 本人主体と共生社会
  - \* 支援付き意思決定

～本人中心の地域連携カンファレンスの更なる活用

### 第2 後見等の実践例から

- 1 後見制度ってどこまでやってもらえるの？
  - (1) 成年後見人の職務について～身上配慮義務（民法858条）
  - (2) 事実行為といわれている領域で
    - 法律行為に付随する事実行為 ～ その対応の実際。



# NPO 法人成年後見センターかけはし 「個人後見の実践例から学ぶ研修会」

---

## (3) 後見人等ではできないこと

- ① 食事を作ることや、実際に介護することなどの事実行為
- ② 身元保証人や連帯保証人になること
- ③ 医療行為に同意すること（※ 入院手続きなどは別です。）

## 2 後見等の実践例

\*全ての事例について、特定されないよう想定事例を加えて改変してあります。

### (1) 暮らし～親亡き後に備える。

\*親として、OR 後見人として ？！

\*親亡き後（親あるうち）、と従来から言われてきたテーマの本質

事例① 分譲マンションに居住、自身の老後への不安が生じてきたので、本人の、将来の生活に備えたい。

事例② 将来の生活保護申請などにも備えたい。

事例③ ご本人自身の高齢期に向けて  
65歳～制度中心？本人中心？

### (2) 健康について～医療機関との関わり

事例④ 姉妹2名で在宅、入通院への付き添い

c f. 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

### (3) 新しい生活の場

事例⑤ アパートに居住、精神科病院退院後の生活の質

c f. 医療同意とインフォームド・コンセントを巡る諸問題

- \* 退院後の居場所
- \* 食生活をめぐるあれこれ
- \* アパート（賃貸借契約）の解約と転居

### (4) 消費社会における不利益

事例⑥ 認知症状のある親と在宅で生活

- \* 消費者被害を受けているが、その認識がない例
- \* 消費者被害とその後  
～事後的回復手段では、現実的救済は困難

# NPO 法人成年後見センターかけはし 「個人後見の実践例から学ぶ研修会」

---

## (5) 虐待事例から

事例⑦ 犯罪被害／ 経済的虐待～損害の発生と回復／ 使用者虐待

## (6) トラブルの発生

事例⑧ 知り合った仲間とのトラブル／ 鉄道構内でのトラブル

事例⑨ 触法後の地域定着の関わり

## (7) 法的手続きについて対応した例

事例⑩ 境界の立会や、相続での協議など、生活にまつわる対応

## (8) 本人や他者に、不利益な方向性を持つ自己決定について

## 3 反省や工夫

(1) ご本人参加のあり方

(2) わかりやすい情報提供の模索

(3) 親・社会福祉士・弁護士の連携による後見制度の活用 / カンファレンス

## [参考文献]

1. 「意思決定支援実践ハンドブック」 公益社団法人・社会福祉士会編・民事法研究会
2. 「障がいのある人の意思決定支援」 小澤温・大石剛一郎・他/現代人文社
3. 「精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイド」 岩上洋一＋全国地域で暮らそうネットワーク著・金剛出版
4. 「ソーシャルワークプロセスにおける思考過程」 日本精神保健福祉士協会監修・中央法規
5. 「成年後見人の医療代諾権と法定代理権」 三省堂/田山輝明著
6. 「患者中心の意思決定支援」 中央法規・中山和弘/岩本貴編集
7. 「現代消費者法 NO43」 民事法研究会
8. 「新成年後見制度の解説」 きんざい/小林昭彦・大門匡他編著
9. 「開かれた対話と未来」 医学書院/ヤーコ・セイックラ・トム・アーンキル著
10. 「権利擁護がわかる意思決定支援」 ミネルヴァ書房/平野隆之・田中千枝子他編著



小林 真理子 (こばやし まりこ)

山梨英和大学人間文化学部人間文化学科 教授

山梨大学教育学部特殊教育学科卒

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程修了

山梨県中央・都留児童相談所、山梨県障害者相談所、山梨県立精神保健福祉センター、  
山梨県発達障害者支援センターに心理職として勤務

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害対  
策専門官、山梨県子育て支援課児童対策企画監、山梨県都留児童相談所長を経て 2016  
年より、現職

公認心理師 臨床心理士

NPO 法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

【特性】 援助関係をつくりにくい人への支援について

～ひきこもりの支援方法のコツとは何か！～

山梨英和大学大学院 教授 小林 真理子

- 1 そもそも「援助」についての情報をもっていないため、援助関係がつかれない  
☞ 情報提供の工夫などアクセシビリティ
- 2 「援助」を受ける必要があり、「援助」の必要性を自覚しておらず、援助関係がつかりにくい  
☞ 発達障害にあるかたへの援助
- 3 「援助」を受ける必要があり「援助」関係はつくれているが、援助者にその関係が伝わっていない  
☞ 発達障害のあるかたへの援助
- 4 適切な「援助」を提供することができず、援助関係がつかれない。  
☞ 援助について検討
- 5 「援助」を受ける必要があるのに、「援助」そのものに拒否的で援助関係がつかりにくい  
☞ ひきこもり状態のかたへの援助
- 6 ※そもそも「援助」が不要なため援助関係をつくる必要がない

主となる本日の講義内容

- 1 そもそも「援助」についての情報をもっていないため、援助関係がつかれない  
知的に制限のある、なんらかの理由で情報収集が難しい方など  
情報提供や周知の仕方の工夫



## NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

- 2 「援助」を受ける必要があり、「援助」の必要性を自覚しておらず、援助関係がつくりにくい。

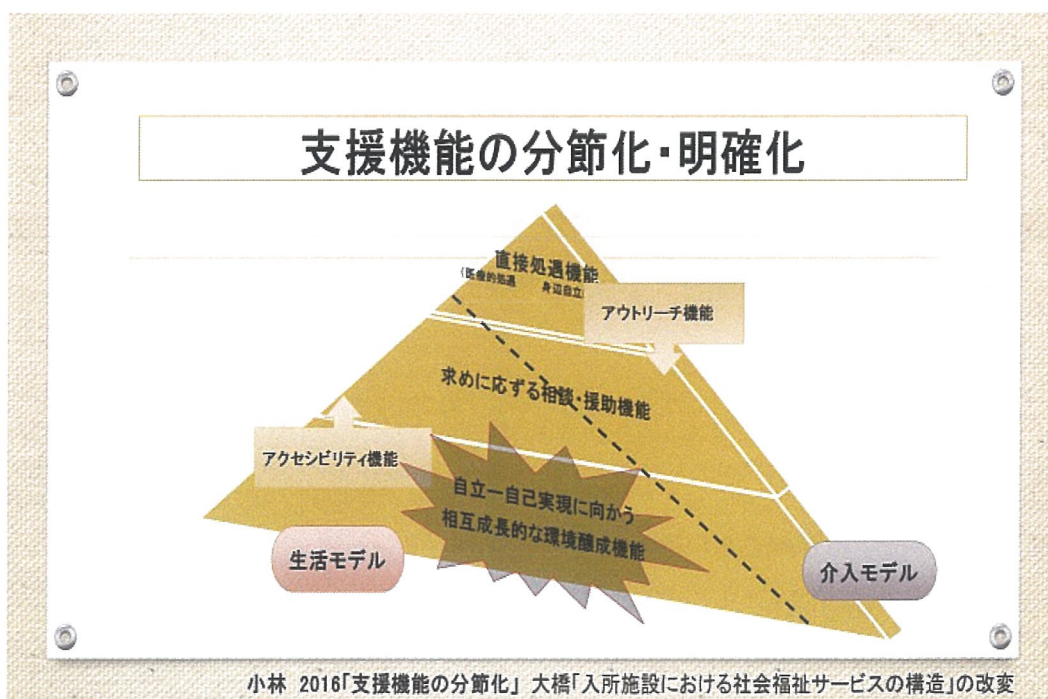
生きにくさや生活のしづらさはあるものの、一部の発達障害のかたは、発達（障害）特性ゆえに、援助関係がつくりにくい。

- 3 「援助」を受ける必要があり「援助」関係はつくれているが、援助者にその関係が伝わっていない。

発達障害、特に自閉症スペクトラムのかたは、よくある反応をしないことが多く、援助関係はつくられているのだが、援助者がそのことを実感できていない。

- 4 適切な「援助」を提供することができず、援助つけれない。

☞ 援助について検討





NPO 法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

5 「援助」を受ける必要があるのに、「援助」そのものに拒否的で援助関係がつくりにくい

☞ ひきこもり状態のかたへの援助

1) ひきこもりの現状の概観

2) ひきこもり支援の実際

(1) 家族面接におけるアセスメント

Q1 親はどんな人なのか

Q2 本人はどんな人なのか

Q3 親と本人との関係性はどのようなものなのか

Q4 家族機能はどのくらい備わっているのか



NPO 法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

Q5 社会環境はどのように影響しているのか

(2) 家族相談・家族面接（初回相談・導入期）

(3) 家族相談・支援の方法論

① 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ

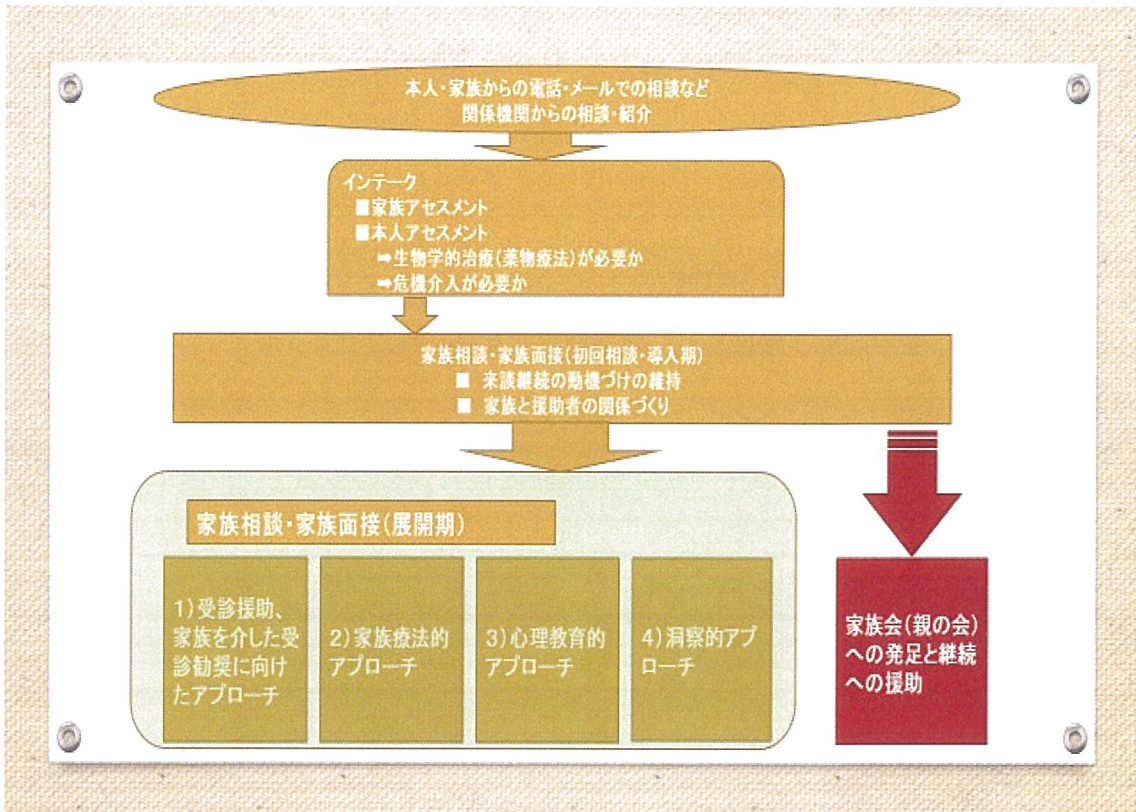
② 家族療法的アプローチ

③ 心理教育的アプローチ

④ 洞察的アプローチ

NPO 法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

⑤ 家族会（親の会）へのアプローチ



3) ひきこもり家族支援・支援の実際 (2 事例)



## 援助関係をつくりにくい人への支援

---

山梨英和大学

(日本発達障害ネットワーク副理事長)

小林真理子

援助関係がつくりにくいってどんな場合だろう？

---

## 「援助関係がつくりにくい」とは

- 1 そもそも「援助」についての情報をもっていないため、援助関係がつかれない
  - ☞ 情報提供の工夫などアクセシビリティ
- 2 「援助」を受ける必要があり、「援助」の必要性を自覚しておらず、援助関係がつくりにくい
  - ☞ 発達障害にあるかたへの援助
- 3 「援助」を受ける必要があり「援助」関係はつくれているが、援助者にその関係が伝わっていない
  - ☞ 発達障害のあるかたへの援助
- 4 適切な「援助」を提供することができず、援助関係がつかれない。
  - ☞ 援助について検討
- 5 「援助」を受ける必要があるのに、「援助」そのものに拒否的で援助関係がつくりにくい
  - ☞ ひきこもり状態のかたへの援助
- 6 ※そもそも「援助」が不要なため援助関係をつくる必要がない

## 1 そもそも「援助」についての情報をもっていないため、援助関係がつかれない

知的に制限のある、なんらかの理由で情報収集が難しい方など  
情報提供や周知の工夫



## 援助へのアクセシビリティ ( 利用しやすさ )について

今回の講義では、簡単に触れるのみにしたいと思います。

### 2 「援助」を受ける必要があるのに必要性を自覚しておらず、援助関係が作りにくい

生きにくさや生活のしづらさはあるものの、一部の発達障害のかたは、発達(障害)特性ゆえに、援助関係が作りにくい。

**3 「援助」を受ける必要があり「援助」関係はつくれているのだが、援助者にその関係が伝わっていない。**

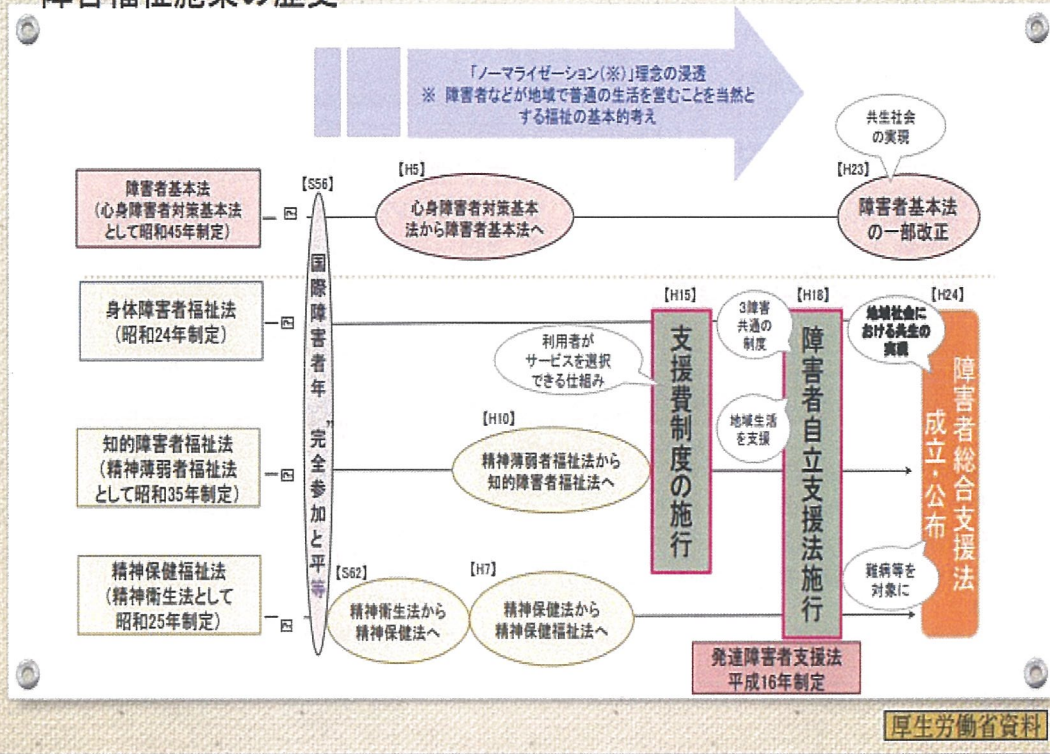
発達障害、特に自閉症スペクトラムのかたは、よくある反応をしないことが多く、援助関係はつくられているのだが、援助者がそのことを実感できていない。

援助の対象となりやすい発達障害者(児)のことについて知っておく必要があるそう。

**発達障害についての基礎知識(復習)**



# 障害福祉施策の歴史



## 【 発達障害の定義 】

厚生労働省作成資料(改変)

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条)

※ ICD-10におけるF00-98に含まれる障害(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考) ICD-10 (WHO)

※ 平成2年にWHO総会で採択。現在は平成15年に一部改訂したものを使用。  
 平成29年のWHO総会で改定案が示される予定。

【参考】  
 DSM-5(米国精神医学会)  
 ※平成25年に米国で改訂

	<法律>	<手帳>
F00-F69 統合失調症や気分(感情)障害など	精神保健福祉法	精神保健福祉手帳
F70-F79 知的障害<精神遅滞>		知的障害者福祉手帳
F80-F89 心理的発達の障害 ・自閉症 ・アスペルガー症候群 ・その他の広汎性発達障害 ・学習障害など		発達障害者支援法
F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 ・注意欠陥多動性障害 ・トゥレット症候群など		精神保健福祉手帳
		統合失調症スペクトラム障害、抑うつ障害群など
		神経発達症群 ・知的能力障害群 ・コミュニケーション症群 ・自閉症スペクトラム症 ・注意欠陥・多動症 ・限局性学習症 ・運動症群 ・チック症群 ・他の神経発達症群
		ICD-10のF90の群に含まれていた「反抗挑戦性障害」「注意欠陥多動性障害」などは、別の診断カテゴリーに位置づけられた。



**代表的な発達障害**

知的な遅れを伴うこともある

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動・こだわり

**自閉症**

**広汎性発達障害 (PDD)**

**アスペルガー症候群**

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用 (言語発達に比べて)

- 注意欠陥多動性障害 (AD/HD)**
  - 不注意 (集中できない)
  - 多動・多弁 (じっとしてられない)
  - 衝動的に行動する (考えるより先に動く)
- 学習障害 (LD)**
  - 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全般的な知的発達に比べて極端に苦手

※ このほか、トゥレット症候群や吃音 (症) なども発達障害に含まれる。

厚生労働省リーフレット参考

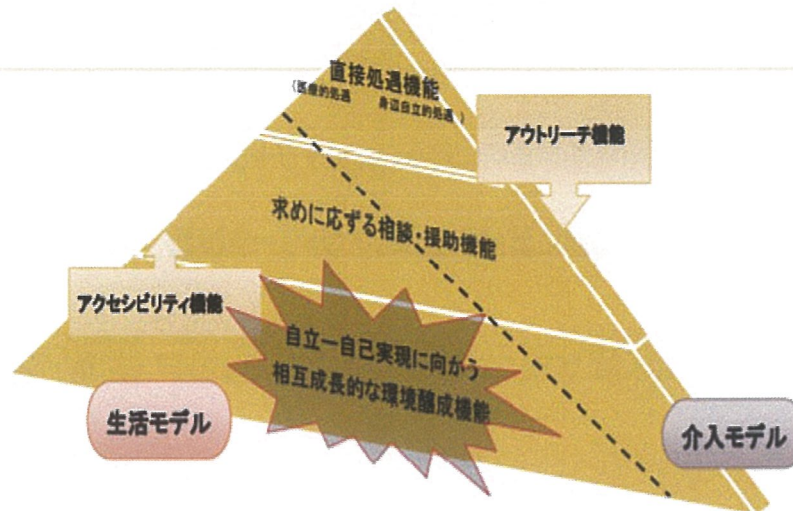
**4 適切な「援助」を提供することができず、援助関係がつかれない。**

↓

**「支援」・「援助」とはいうけれど、本当に必要な「支援」「援助」とは？**



## 支援機能の分節化・明確化



小林 2016「支援機能の分節化」大橋「入所施設における社会福祉サービスの構造」の改変

## 支援機能の分節化・明確化

○ 自立—自己実現に向かう相互成長的な環境醸成機能

- 感覚の鋭敏・鈍感に対応できる環境調整モデル
- 日常生活場面(時間・空間・対人関係)をわかりやすくする環境調整モデル
- 送り手である支援者と受け手である発達障害(児)者が相互作用する相互成長モデル



## 支援機能の分節化・明確化

### ○求めに応ずる相談・援助機能

- 相談・援助機能を適切に使うためのアクセシビリティ機能
- 相談・援助機能に繋げるためのアウトリーチ機能
- 可能な限り自己実現に向かう**相談・援助機能**

### 発達障害(児)者への相談・援助のための支援モデル

支援モデル	支援対象	方法
○発達障害(児)者の生物-心理-社会的アセスメントに基づいて選択し組み合わせた心理-社会的支援モデル	発達障害(児)者	教育的支援 遊戯療法(プレイセラピー) 認知行動療法 行動療法 対人関係療法 力動的療法 ソーシャルスキルトレーニング(SST)ジョブコーチ
○発達障害(児)者と保護者との関係性の修正・調整モデル	保護者-発達障害(児)者との関係性修正・調整	親子での遊びへの介入 家族療法 親子交互交流療法(PCIT)
○発達障害児を取り巻く環境である保護者への支援モデル	保護者	親への心理療法 親ガイダンス 親への心理教育 ペアレント・トレーニング
○発達障害(児)者を取り巻く所属に対して配慮・関わり修正を促す調整モデル	発達障害(児)者の所属	環境調整に対してアドバイス コンサルテーション スーパービジョン ジョブコーチ

宮澤万比古(2016)2014年度 発達障害・専門職編12 第9回発達障害青年精神医学入門 児童・思春期における基本的な事例 第3回「心理社会的アプローチ」の組織/ノート239頁 公益法人 明治大学こころの発達財団



さまざまな支援機能を用いて援助していく  
ことで援助関係をつくることができる

### 支援機能の分節化・明確化

#### ○ 「直接処遇」機能

- 身辺自立的処遇
- 医療的処遇
  - 対症療法モデル(薬物療法)
  - 生活環境療法モデル(入院治療)
  - 環境変更モデル(入所)

## 「援助関係がつくりにくい」とは

- 1 そもそも「援助」についての情報をもっていないため、援助関係がつかれない  
☞ 情報提供の工夫などアクセシビリティ
- 2 「援助」を受ける必要があり、「援助」の必要性を自覚しておらず、援助関係がつくりにくい  
☞ 発達障害にあるかたへの援助
- 3 「援助」を受ける必要があり「援助」関係はつくりけているが、援助者にその関係が伝わっていない  
☞ 発達障害のあるかたへの援助
- 4 適切な「援助」を提供することができず、援助関係がつかれない。  
☞ 援助について検討
- 5 「援助」を受ける必要があるのに、「援助」そのものに拒否的で援助関係がつくりにくい  
☞ ひきこもり状態のかたへの援助
- 6 ※そもそも「援助」が不要なため援助関係をつくる必要がない

### 【事例19】

#### 将来のイメージがもてず、ひきこもることに

- 理工学部3年生のKさん
  - ゼミの教官に叱責されて以来、家にひきこもりがちに。
  - 担当教官が両親に、「通常のことをしただけ」「うつ病ではないか」と医療受診を勧める。
  - 精神科では「抑うつ状態で、服薬より休養が大切」と言われる。
- Kさんはその後数年間在宅で過ごし、困り果てた両親が相談機関に連れ出す。  
Kさんとの相談でわかったことは以下のとおり。
- 大学への進学は、高校の先生に言われるまま地元の理工学部へ受験した。
  - 大学での専門教科はいくら勉強しても全くわからなくなってしまった。
  - 友人がができず、試験時も頼る相手がおらず必要単位を取得できていない。
  - 幼い頃からおおよその予想ができず、日常での「変化」が不快だった。
  - ひきこもることができてとても楽になった。



## ■ ひきこもりの現状の概観

### ひきこもりとは（復習）

- 「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに、6か月以上続けてひきこもっている状態」
- ひきこもりは、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景となって生じている。

## ひきこもりケースの要因

群	内 容	件数 (%)
第1群	統合失調症や気分障害、不安障害などを主診断とし、薬物療法などの生物学的治療を含めた精神医学的介入が必要と判断されたもの	24名 (30.8%)
第2群	ひきこもりの発現に何らかの発達障害が関連しており、治療・援助において発達支援の視点が不可欠と判断されたもの	22名 (28.2%)
第3群	パーソナリティ障害や神経症的傾向、あるいは薬物療法が無効ないしは補助的な手段にとどまるような気分障害や不安障害など、精神・心理療法的アプローチが中心となると判断されたもの	32名 (41.0%)

<近畿・宮沢ら：H19年 全国5か所の精神保健福祉センターの受付けたひきこもり相談について>

ひきこもり本人の  
両親は  
50代から60代

## ひきこもりの現状の概観

困って相談しているのは断然  
家族・親！

- ひきこもり本人の性別  
男性76.0% 女性19.2%
- ひきこもり本人の年齢  
**平均33.1歳**  
(最年少14歳 最年長53歳)
- ひきこもりの初発年齢  
**平均年齢20.1歳**  
(最年少8歳 最年長45歳)
- ひきこもり期間  
**平均10.5年**(最長36年)

- ひきこもり本人の相談機関の利用  
現在継続的に利用 30.8%  
過去に利用 20.5%  
**利用したことがない 44.2%**
- 家族の相談機関の利用  
**継続して利用している51.0%**  
継続的ではないが利用26.0%  
利用したことがない 13.1%

「引きこもり」の実態に関する調査報告書 引用 NPO法人全国引きこもりKHJ親の会における実態2013年3月



## □ 家族面接におけるアセスメント

### 家族面接におけるアセスメントのコツ

#### 検討1 親はどんな人なのか(どんな状態か)?

##### ■親アセスメント

自立に必要な関わりの不足ないしは歪みがあるか?

- 親のメンタルヘルスの不調(身体的な不調も含まれる)
  - 不安定もしくは極端な関わりが継続的に行われる
- 親の養育スキルの不足
  - 本人の自立のためのスキルが継続的に提供できていない
- 本人への関わりの難しさによる疲弊

## 家族面接におけるアセスメントのコツ

### 検討2 本人はどんな人なのか(どんな状態なのか)?

#### ■本人アセスメント

本人のパーソナリティと発達特性をおさえる

本人の生活をしづらくさせるほどの要因

- 知的な制限はないか(⇨知的障害/知的能力障害)
- 定型発達の道筋の違いはないか(⇨発達障害/自閉症スペクトラム障害・注意欠如・多動性障害など)
- 精神的な疾患はないか(⇨統合失調症、重症のうつ病など)

## 家族面接におけるアセスメントのコツ

### 検討3 親と本人との関係性はどのようなものか?

#### 本人と親との関係性について

関係性	本人の心理的状态	例
<input checked="" type="checkbox"/> 未分化	過度の依存 飲み込まれる不安	過干渉 支配的なふるまい 過度ないしはマイペースなしつけ
<input checked="" type="checkbox"/> 無関心	執拗なしがみつ 見捨てられる不安	子育てに無関心 ネグレクト
<input checked="" type="checkbox"/> 著しく不安定	基本的な安心感が育たない 「どうにかなるさ」感覚が持てない	ダブルバインド 継時的変化(拒否⇨しがみつ)



## 家族面接におけるアセスメントのコツ

### 検討4 家族機能はどのくらい備わっているか

#### ■全体的な家族機能を評価する

- 現実検討能力（客観性・整合性・合理性）
  - ☑ 主観的に歪曲されていないか
- 問題解決能力
  - ☑ 家族成員に生じた問題への対処方法は合理的、効果的であったか
  - ☑ うまくいかなかった場合、別の対象方法を検討できる柔軟性はあったか
  - ☑ 他者を信頼して協力関係を築くことができたか（信頼性）
  - ☑ 話し合ったことを実際に試みしてみる実効性はあるか
  - ☑ すぐに効果はみられなくてもしばらく続けてみる一貫性はあるか
  - ☑ 共感性や想像力は備わっているか

家族の問題解決能力と援助者の力量が、家族支援においてどのような展開を生じさせることができそうかをイメージすることが重要！！

## 家族面接におけるアセスメント

### 検討5 社会環境はどのように影響しているか

#### ■周囲からの圧力や孤立化

- ☑ 本人の養育に関しての祖父母等からの非難や攻撃
- ☑ 通常の家族のライフステージを迎えられないための家族自体のひきこもり

ひきこもり状態の硬化・悪化

## 医療機関受診援助と危機介入

医療機関への  
受診援助

- 統合失調症・気分障害などの精神疾患などによるひきこもり状態  
薬物療法などの生物的治療が不可欠いしは有効性が期待される  
著しい不安・興奮状態

危機介入  
地域精神保健  
システムの利用

- 本人の自殺企図・念慮
- 激しい家庭内での暴力

## 家族相談・家族面接(初回相談・導入期)の基本的姿勢

### ■来談した親の特徴

- ☑ ひきこもり状態の家族は、その家族の状態で安定を保ってきているので、容易に変化を好まない。(長期化している場合、親は高齢化しており、さらに変化は難しい)
- ☑ 多くの親は、重い腰をあげて来談をしてきているため、相談ですぐに得られるものがないと、中断しやすい。
- ☑ ひきこもり本人と家族との間で、対立関係にあることがある。
- ☑ または、ひきこもり本人との長引く対応で、家族、特に親は疲弊していることが考えられる。



## 家族相談・家族面接(初回相談・導入期)の基本的姿勢

### 【初回相談・導入期】

- 家族の不安や焦りを和らげる。
- 少しでも希望を感じられるような面接内容
- 家族一人一人と良好な関係を築く。
- 危機的な状況がみられなければ、必ずしも初回でアセスメントに情報を集めようとするしない。



- 来談継続の動機づけの維持
- 家族と援助者の関係づくり

参考・引用「ひきこもりケースの家族援助 相談・治療・予防」近藤直司編著 金剛出版 2001

## 本人への適切な援助に向けての 家族相談・支援の方法論

## 家族支援の方法論

- 1) 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ
- 2) 家族療法的アプローチ
- 3) 心理教育的アプローチ
- 4) 洞察的アプローチ

### 1) 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ

- 家族相談を本人にあえるまでのプロセスと捉える。
- おもに本人が受診・来談すること、あるいは訪問、往診を受け入れることを目標とし、そこにいたるまでの必要な手順や方法を話しあうアプローチ



## 1) 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ

### ■活用できるプログラム

CRAFT (Community Reinforcement and Family Training)

コミュニティ強化と家族訓練

☑何らかし問題行動が、誰といるときに、どこで、いつ、直前には何が起きていたか、という軸に沿って整理してみることで、家族と本人とのコミュニケーションや関わり方を具体的に再検討するようにはたらきかける。

☑本人の望ましい行動を増やす、あるいは医療機関や相談機関の利用を促進するためのコミュニケーション・スキルを、家族がそれらを習得するための支援方法が具体的に示されている。

## 1) 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ

### ■CRAFTの3の目的

- ☑ ① 家族自身の負担を軽減する
- ☑ ② 家族関係改善する
- ☑ ③ 本人の相談機関の利用を促進する

## 1) 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ

### CRAFT プログラム概要

	プログラム内容	
第1回	ひきこもりの若者と社会をつなぐために	導入
第2回	問題行動の理解	問題行動の背景にある子どもの気持ちを理解する方法を学ぶ。
第3回	家族内暴力の予防	
第4回	ポジティブなコミュニケーションスキルの獲得	ポジティブなコミュニケーションを用いて、望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす方法を学ぶ。
第5回	上手にほめて望ましい行動を増やす	
第6回	先回りをやめ、しっかりと向き合って望ましくない行動を減らす	
第7回	家族自身の生活を豊かにする	家族の心理的負担を減らす
第8回	相談機関の利用を上手に勧める	各回最後に マインドフルネス・ストレス軽減法
第9回	プログラムを終えてからの支援	

「CRAFTひきこもりの家族支援ワークブック 若者がやる気になるために家族ができること」 梶原 隆中 監修 金剛出版 2013

## 2) 家族療法的アプローチ

☑ 来談している家族にはたらきかけ、家族システムや家族と本人との関係性の変化を通して、本人の問題や行動に変化を生じさせることを意図したアプローチ



## 2) 家族療法的アプローチ

### ■ ひきこもり家族の「悪循環」

#### ☑ 第1の悪循環:

叱咤激励する親と家族からひきこもる本人

#### ☑ 第2の悪循環:

自責的な親と他罰的な本人

#### ☑ 第3の悪循環:

親子のひきこもり相互作用

## 2) 家族療法的アプローチ

### ■ ひきこもり家族の「悪循環」

#### ● 第1の悪循環: 叱咤激励する親と家族からひきこもる本人

☑ 親は一旦はこれまでのはたらきかけを控え、本人との間で高まっている緊張感を下げ、関係修復を図る。

☑ さらに必要があれば、家族に本人の立場や意向を尊重した冷静な話し合いを促す。

## 2) 家族療法的アプローチ

### ■ひきこもり家族の「悪循環」

#### ● 第2の悪循環: 自責的な親と他罰的な本人

☑ 上記関係が固定化している場合: 「自分のことは自分でやってほしい」と伝え、葛藤的に密着した二者関係の修復を図る。

☑ 支配、暴力がエスカレートする場合: 具体的な対処法を十分に話し合う。

(一旦は母親が家を離れる、警察の介入を求めるなど)

## 2) 家族療法的アプローチ

### ■ひきこもり家族の「悪循環」

#### ● 第3の悪循環: 親子のひきこもり相互作用

☑ 何の行動もせず、今後のことを考えようとしなない本人と、何もはたらきかけをしない家族との間で長い年月が過ぎている場合: 自分の将来や今度のことについて考えてみるよう本人にはたらきかけることを親に考えてもらう。

☑ どのタイミングで、誰が、どのようにはたらきかけるかは個々の家族状況や家族関係に応じて検討する。

☑ 家族は強い不安感を抱きやすいので、「これならできそうだ」と思えるはたらきかけを一緒にさがしていく。



### 3)心理教育的アプローチ

- ☑ ひきこもりの問題の現状や子どもの心理や精神医学的問題、適切な親役割などについて理解を深めてもらうことを目的としたアプローチ

### 3)心理教育的アプローチ

- ☑ ひきこもり問題に関する情報を家族に提供する。
  - 信頼できる疫学データや研究報告
  - 活用できる社会資源
  - これまでの臨床経験 など
- ☑ グループ形式の「家族教室」として実施することもある。
- ☑ 家族教室の講義はひきこもり問題に関する一般論に留まりやすく、個別性の高い課題に踏み込むには、個々のケースに対する継続的な個別相談の併用が必須である。

### 3) 心理教育的アプローチ

#### ■ 家族教室の進め方

- ① 実施時間帯 集まるメンバーの生活スタイルから検討
- ② スタッフ ソーシャルワーカー カウンセラー その他の対人援助スタッフ
- ③ 空間(場所) 参加者の緊張感を弱め、リラックスできる気分になること
- ④ 進め方
  - 1 寛げる雰囲気をつくる
  - 2 家族の苦勞を労う
  - 3 批判しない
  - 4 今までの体験を交流する(家族の体験を素材にしたグループワーク)
  - 5 ワークを通した自分への気づき

### 4) 洞察的アプローチ

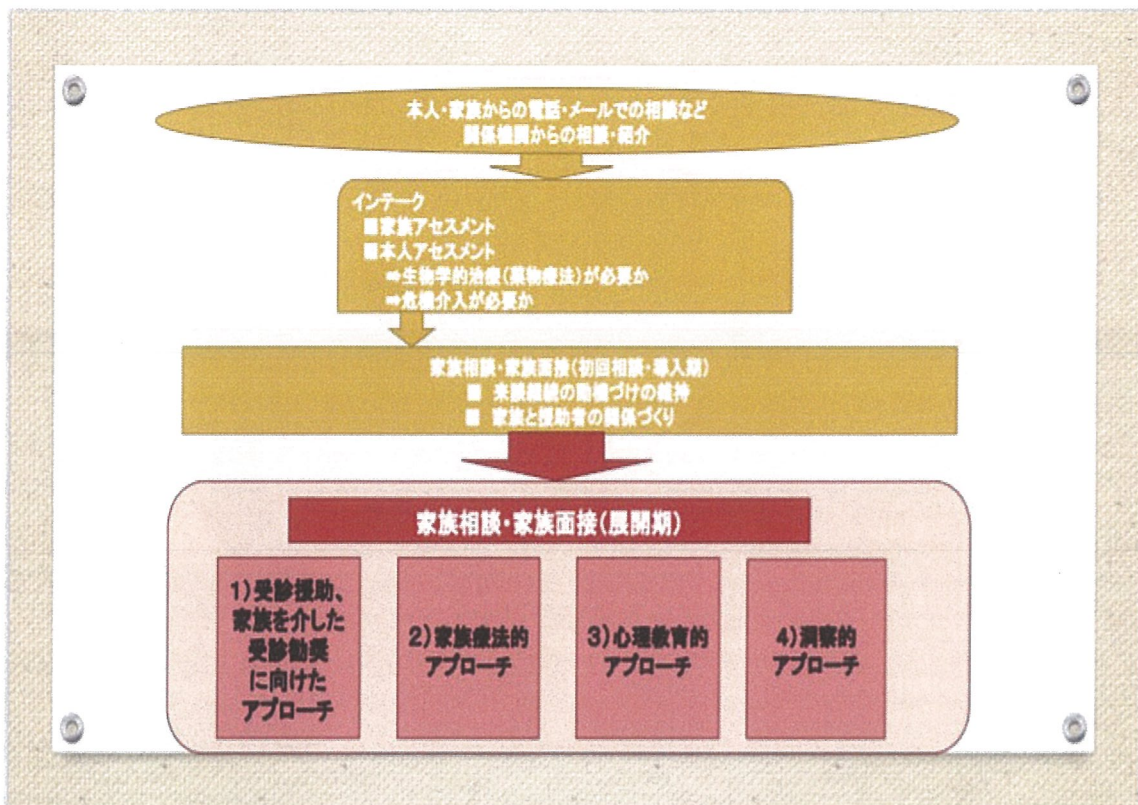
- ☑ 本人と関わる上で、親が体験している不安や葛藤を取り上げ、その由来や解決方法などについて話し合うアプローチ



## 4) 洞察的アプローチ

☑ 家族側の不安や葛藤から、受診や相談の勧めなどの話題が全く切り出せない場合、また親自身が相談に行っていることさえ本人に伝えられない場合：本人へのはたらきかけの結果、どのような事態が生じることを恐れているのか、そのような恐れを抱くのはなぜか家族と話し合うことが必要。

☑ 外傷体験をめぐる複雑な感情に焦点を当て、受けとめ、支えるような心理療法的な配慮が不可欠である。



## 家族会（親の会）

- 場所の提供
- メンバーの構成の手続き
- 会の継続のための関与
- グループ機能の促進 など

☑ひきこもり状況の回復には時間がかかることが多い。親は相談に来所するまでも、既に長い時間を要していることもあり、孤軍奮闘、孤立無援の状態に置かれていることが多い。

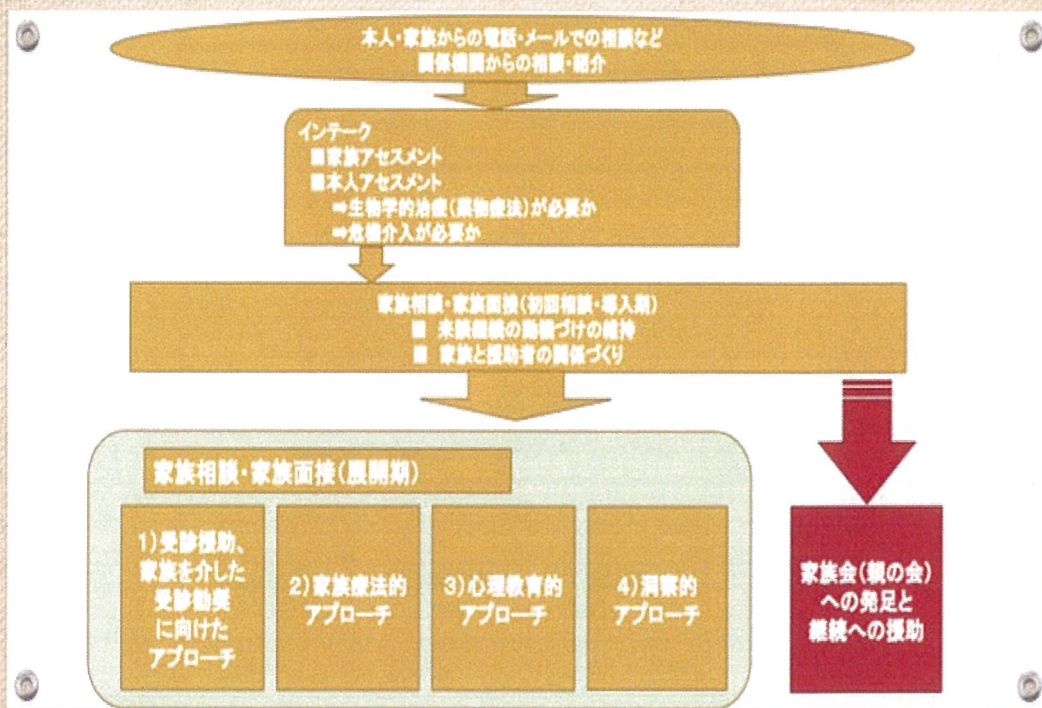
☑親こそひきこもり状態にあり、親に対する継続的な援助が必要である。

☑親がまず元気を回復し、安心して集える場を提供する。

☑同じ悩みを共有できる親の存在は、互いに支え合い、安心感や気持ちのゆとりを回復させる。

☑どこでも話せないことを安心して話せることでカタルシスを図る。

☑メンバー相互に話し、聴くことにより気づきをすすめ、学習や洞察を助ける。





## ■ひきこもりの家族相談・支援の実際 (2事例)

### 「事例 20」

高校受験を前に不登校、ひきこもりとなった10代後半のケース

- ひきこもり始めて2年以上が経過したところで母が来談。
- 中3の進路に関わる試験を受験できなかったことから不登校となり、中卒後は進学、就職せず、来談する1年程前から外出することも一切なく家庭にひきこもった状態。
- 家庭では不登校に対してあまり積極的に働きかけることなく見守ることで対応してきた。学校や進路の話題は不機嫌になり、時に感情を爆発させ暴力的になるため、隠れものに触るように家庭内の雰囲気は緊張状態。
- 母が来談した当初、本人は自分の現状に関して、母親の責任を追及し早急な解決を求めて、母へ依存と攻撃を繰り返していた。一方で抑うつ感も強く、「死にたい」と訴えることもあった。

**【事例 20 つづき】**

**高校受験を前に不登校、ひきこもりとなった10代後半のケース**

- 本人は、完璧主義で柔軟さにかけてころがあり、小学校までは勉強もでき、友人関係でも不応はなく、中学校では思った成績がとれず、学習や登校への意欲をなくす。
- 母と母方祖父母との4人家族、父親は本人の出生前に自死しており、母はそのことを自分が原因であるかのように語る。
- 母親は本人を、追いつめ傷つけることに対して強い不安を抱いており、来談については本人に伝えることができなかった。

- 本人についてのアセスメント  
完全主義的 高い理想  
思い通りの結果が得られない  
と挫折感から逃れられない。

- ひきこもり家族の「悪循環」タイプ  
自責的な親と他罰的な本人

**【事例 20 つづき】**

**高校受験を前に不登校、ひきこもりとなった10代後半のケース**

- 母親の不安やつらかった当時の心境などを受け止めつつ、母親が本人と率直に話し合えること、まずは母親が来談していることや相談の内容を本人に伝えられるようになることを面接の目標とした。
- 本人と母親との間で、一時退行的な母親への甘えも見られたが、母親を介して本人自身の取り組みが報告され、親子間でも自然な会話が増え、社会参加や将来に向けての不安や将来について話しあえるようになる。

- 洞察的アプローチ  
夫の自死と自責の念について

- 受診援助、家族を介した受診勧奨に向けたアプローチ  
具体的な本人への伝え方のレクチャア  
母親の実行を励まし、支えること

- 家族療法的アプローチ(システムを含めた)  
母親を介して、援助者と本人が交流するよう  
な関係が形成される



### 【事例21】

#### ゼミ欠席から家での生活を望んでひきこもったケース

- 大学3年のゼミに出席できなくなり、3年間のひきこもり状況を経て、父が来談。
- 父母、姉、本人の4人家族であったが、本人がひきこもり出して数か月して父母別居、その数か月後姉が結婚して県外に行き、父との二人暮らしとなり、父と本人とで家事を分担して行っており、日常生活には大きな不自由はない状態。
- 本人の発達歴や生活史から、発達障害(自閉症スペクトラム)特性が見受けられたが診断されるようなことはなく、当然なんからの支援や配慮を受けることはなかった。対人関係は受身的で小・中・高とも大きなトラブルはなかったものの、本人は長い期間、予定外の質問や複雑化する対人関係に困惑や不快感を抱いており、ゼミを欠席し、家での規則正しい生活に「ホッと」「できたらこのままの生活を続けさせてほしい」と考えていることが本人が来談するようになりわかってくる。

### 【事例 21 つづき】

#### ゼミ欠席から家での生活を望んでひきこもったケース

- 退職を機に少々疲れた感じのする父親が来談。父親に本人の幼い頃の発達状況を聴取するが、仕事人間であったため全く語れず、別居している母親の来談を依頼すると、母のみ来談。
- 父親にASD特性について説明し、本人が来談するための方策を話し合う。父より、「やればできるのだから頑張れ」を激励をされ、それ以来不機嫌になり話さなくなっていることが判明し、「つらさや困っていることを話してみたら」という誘いを行うと、酷く緊張してしどろしどろ本人が来談する。

• **発達歴・生活史の聴取**  
母子健康手帳 ASDエピソード確認(知的に高く、受身的タイプのASDは見逃されやすい)

• **ひきこもり家族の「悪循環」タイプ**  
叱咤激励する親と家族からひきこもる本人

• **受診援助、家族を介した受診勧奨アプローチ**  
本人の不快感・つらさに注目した伝え方

• **心理教育的アプローチ(個別)**  
発達障害特性についての理解

**【事例 21 つづき】**

**ゼミ欠席から家での生活を望んでひきこもったケース**

- 本人来談となり、知能検査などの心理検査を実施、また、個別面接ではこれまでの不快感やつらさが語られた。グループ活動にも参加し、同世代との交流も、援助者を介してではあるが楽しめるようになる。
- 父母は、本人が継続して来談するようになると、一緒に来談するようになり、父母間で、本人に関わる難しさや双方間での不満など別居の理由についても語れるようになり、程なく同居となる。定期的に関催された家族教室へ父母で参加し、本人の障害福祉サービス利用の必要性を考えるようになる。

• **家族療法的アプローチ**

家族の新たなコンセンサスを作る  
葛藤回避を回避すること

• **心理教育的アプローチ(家族教室)**

発達障害の理解と福祉サービス  
就労支援の実践



# 研修会 2日目

9月13日(日)



## 濱野 真一 (はまの しんいち)

資格 税理士

### 経歴

1971年1月2日 神奈川県座間市生まれ O型  
1986年 東海大学付属相模高等学校 卒業  
1993年 東海大学 政治経済学部経済学科 卒業  
2002年 税理士試験 合格  
2003年3月 濱野真一税理士事務所 開設

### 講演実績

大和法人会  
大和法人会 青年部会  
大和商工会議所  
座間市商工会  
座間青年会議所  
八千代銀行八友会  
城南信用金庫しらうめ会

### 出版物

平成27年4月 日本法令  
起業のプロが教える！独立開業に成功するノウハウ  
起業する力 独立開業の応援歌 濱野式独立開業の極意 挑戦する起業家のために開業支援のプロが贈る

### 役職歴 (現職)

東京地方税理士会大和支部所属  
東京地方税理士会大和支部総務部長  
座間市固定資産評価審査委員会 委員  
社会福祉法人 成光福祉会 会計顧問  
社会福祉法人 あゆみ会 会計顧問  
社会福祉法人 互惠会 会計顧問  
座間青年会議所シニアクラブ 幹事  
福島県須賀川復興支援座間あかまつ会 会長  
草野球東海ホークス 主宰  
東京地方税理士会大和支部野球同好会 主将  
座間市立中原小学校おっちゃん会 会員



役職歴（歴職）

座間市自治会総連合会自治会活性化実行委員会 委員

座間市青少年問題協議会 委員

座間市基地返還促進会議 委員

座間市市民参加推進会議 委員

座間市国内友好都市推進委員会 委員

座間市青少年補導員

座間青年会議所 理事長

東京地方税理士会公益活動対策部 副部長

東京地方税理士会総務部 参事

座間市中原小学校PTA 会長

座間市立中原小学校おっちゃん会 会長

NPO 法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

【基礎】 高齢社会の長期的な経済的課題と対策

～親 80 歳代・子ども 50 歳代の経済的課題と対策について～

濱野真一税理士事務所 所長 濱野 真一

1. まえがき

日本での現在の年金は基本的に 65 歳になったら定期的にお金が支払われる制度となっております。

なぜ年金制度が存在するのかといいますと、高齢になってしまい老化や健康問題などで働けなくなった時の生活に必要なお金を、国民全員で負担しようという趣旨の制度になります。こういった制度ですので、負担する側と受給者側のバランスがとても大切になります。

しかし、現在の日本はこのバランスが非常に悪く、少子高齢化社会になってしまっています。ただこの問題を抜本的に解決できるような方法を見出せていません。この問題を解決できるような方法が存在したとしても、早急に解決できるような問題ではありませんので、とても長い時間が掛かるでしょう。

現在の日本は現役世代 3 人で、1 人の年金を支えています。これでもかなり苦しいバランスなのですが、2050 年には現役世代 1 人で、1 人の年金を支えなければいけないという予測が立っています。爆発的に人口が増加するとも思えませんし、平均寿命も大きくは変わりません。このまま日本政府が有効な解決法を導き出せないままであれば、劇的に年金受給額が減額されるか、現役世代の年金保険料がかなり増額されなければなりません。

8050 問題の経済的な苦しさは、親の年金で子どもを含めた生計を立てている世帯が存在していることです。つまり年金制度とは逆の現象が起きていること。

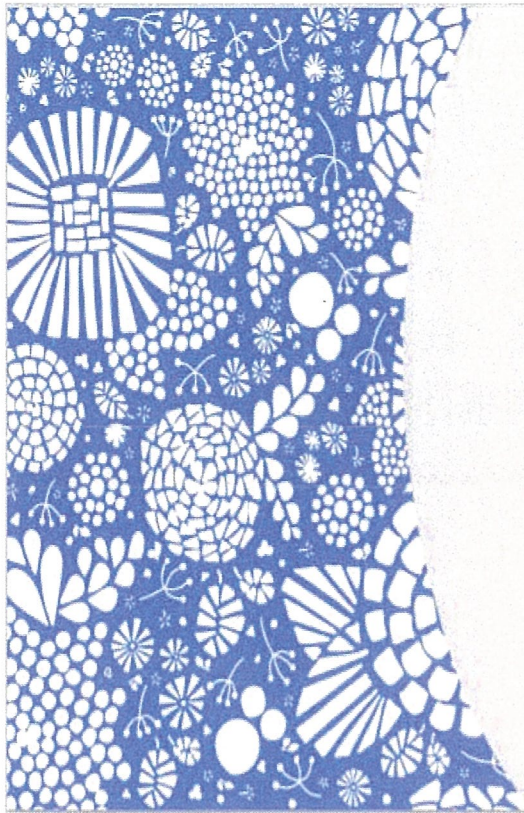
また、経済的には問題はなくても残された家族がどうなるのかを心配する親世代は共通の悩みではないでしょうか。

あまりにも大きな日本の家庭が抱える課題であるために、その処方是个々それぞれになりますが、一般的な対応を考えていきたいともいます。

[参考文献]

1. 総務省 家計調査年報 2018 年
2. 厚生労働省 HP
3. 一般社団法人 全国銀行協会
4. 「親なき後」をみんなで支える 全国手をつなぐ育成会連合会 著
5. ルポ「8050 問題」 池上正樹 著





# 高齢社会の長期的な経済的課題と対策

濱野真一税理士事務所

所長

税理士 濱野真一

1

## 親なき後の生活資金をどうするのか？

高齢期を迎えつつある身体的知的障害のある人が、自身の生活費をどう確保するかは、家族としても大きな不安要素です。

そのためにはどのように対策をすればよいのでしょうか？

## お金をいくら残すのか？

人生に必要な資金はおよそ2億円  
結婚・子育て・教育・住宅購入等  
(一般社団法人 全国銀行協会調べ)

3

## 現代の日本 親世代の現状

世界有数の長寿国である日本人の平均寿命は女性87.14歳、男性80.98歳。

でも、実は、「健康上の問題で日常生活に影響がある」状態で暮らす期間が意外に長く、女性は平均12.35年、男性は平均8.84年（2016年の『国民生活基礎調査』のデータより）を「健康ではない」状態で過ごしています。

国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、老後の生活を支えてくれるはずの公的年金受給額はここ数年減少しています。

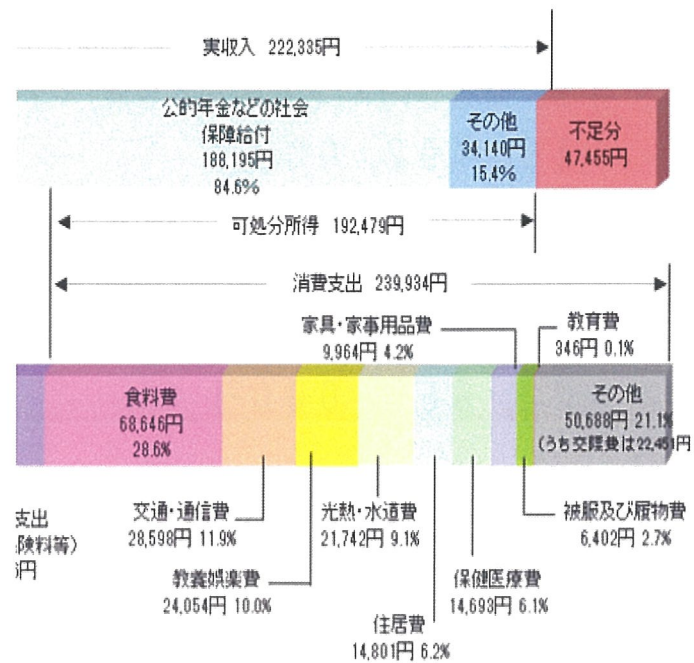
もし退職後に健康上の問題が生じても、安心して快適な生活が送れるように、今からしっかり準備する必要があります。

4



## 世帯主が60歳以上の 無職世帯(2人以上の世帯) の1ヵ月間の収入と支出

総務省 家計調査年報 2018年



5

世帯主が60歳以上で無職である世帯（世帯員が2人以上）の家計をみると、実収入から非消費支出（税・社会保険料等）を差し引いた可処分所得約19.2万円に対して、消費支出は約24.0万円で、1ヵ月間に約4.7万円が不足しています。

また、60歳以上の単身無職世帯の家計をみると、可処分所得約11.1万円に対して、消費支出は約15.0万円で、約3.9万円が不足しています。

6

世帯主女性平均寿命88歳まで生きた場合の資金不足想定額

$$47,000円 \times (88歳 - 60歳) \times 12か月 \\ = 15,792,000円$$

世帯主100歳まで生きた場合の資金不足想定額

$$47,000円 \times (100歳 - 60歳) \times 12か月 \\ = 22,560,000円$$

## 不足額の解消方法

### 1 家計の見直し

- ①家賃
- ②光熱費
- ③食費
- ④通信費
- ⑤保険

### 2 定年後・老後も働く

### 3 資産運用(株式・不動産投資など)



## 子どものためにいくらお金を残せばよいか

本人の収入と支出にはどのようなものがあるのかを把握する。

収入

障害基礎年金

福祉手当

給付金(家賃補助など)

給与・工賃

不動産等の家賃収入その他

支出

住居費(家賃)

水道光熱費

食費

被服費

医療費

保険料

9

## お金を残す仕組みを知ろう

①遺言

②信託

③その他

10

## ①遺言書の種類

### ① 自筆証書遺言作成

2019年2020年の民法改正により自筆証書遺言が作成しやすくなった。

遺言者が全文を自筆で書く遺言書です。タイトル、本文、日付などすべて自筆で書かなければならず、パソコンや代書による作成はできません(今回の改正により財産目録はパソコンでの作成が可能となった)。

完成した遺言書は自分で管理をするか、今回の改正により法務局で保管してもらえることも可能となった。

11

## 自筆証書遺言のメリットデメリット

### メリット

自宅で気軽に作成できる。

費用がかからない。法務局に保管してもらう場合は数千円程度の費用が発生する。

### デメリット

遺言書の存在を相続人が気付かない

表記や署名押印などに不備があり、遺言が無効になる

作成時の脅迫、保管時の偽造の可能性

12



## ②公正証書遺言

公正証書として公証人役場にて公証人が作成及び保存をしてもらう遺言のこと。

## ③秘密証書遺言

遺言の内容を誰にも公開せずに秘密にしたまま公証人に遺言の存在のみを証明してもらう遺言のこと。

内容に不備があった場合は無効になるので、利用されている件数は格段に少ない。

12

## 公正証書遺言のメリットデメリット

### メリット

遺言が無効にならない

遺言を紛失しない

偽造を防止できる

自分で書かなくてよい

### デメリット

手続きに時間がかかる

費用がかかる

2名の立会人の準備や遺言執行人を決める必要がある

13

## ②信託の種類

信託とは、親の財産を信頼できる相手に「信じて託し」、親がいなくなった後にこのお金を子どもの生活に必要な額だけ給付してもらうことをいいます。

### ①通常の信託

委託者(財産持ち・親世代)

受益者(本人や子どもなど)

受託者(親族・信託銀行など)

資産を持つ者が特定の目的(例えば自分の老後の生活・介護等に必要資産の管理及び給付)に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族又は信託会社に託し、その管理・処分を任せる仕組み。

受託者が親族の場合に比べ信託会社の信託報酬は高額になる。

15

### ②生命保険信託

通常、生命保険の死亡保険金は契約者が亡くなった時に一括で受け取りますが、例えば障害のある子が受取人の場合、信託会社から保険金が分割で定期的に支払われるようにするもの。

### ③特定贈与信託

障害のある人の「親なきあと」の生活を安定させるために、親が生前から信託銀行などを通じて障害のある人に定期的にお金を渡すもの。

特別障害者 6000万円

それ以外の障害者 3000万円

を限度とした贈与税が非課税となる。

ただし、場合によっては成年後見人が必要になる場合があります。

16



## ③その他

### ①障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者が毎月掛け金を納付することで、心身障害者に一定額の年金を終身支給するものです。

支給額は加入1口当たり月額2万円。

お住いの市役所障害福祉課にお問い合わせ。

### ②個人型確定拠出年金(iDeCO)

60歳以降に年金または一時金として受け取ることができる制度。

保険料支払いの法定免除を受けている障害基礎年金の受給者も加入できることとなった。

障害のある本人が将来の自らのために掛ける年金である。

11

## お金を管理する仕組み

### ①成年後見制度

### ②日常生活自立支援事業

### ③財産管理等委任契約

12

## ①成年後見制度

成年後見制度の分類

### ①法定後見制度

判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が選んだ成年後見人等がつく制度。

判断能力の状況に応じて

後見

保佐

補助

### ②任意後見制度

自分自身に判断能力があるうちに、将来に備えて後見人を自分で選んで契約しておく制度。

19

成年後見制度とは、判断能力の不十分な人を保護するため本人の行為を制限する代わりに、本人に代わって法律行為をする人を決めて、その人が一定の法律行為をする制度。

主に

財産管理(金銭の管理など)

と

身上監護(入所施設の契約手続きなど)

かつては後見人の不正や横領が散見されたが、後見制度支援信託や後見監督人の制度の確立により、それらの発生を減らす効果が出ている。

20



## ②日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で必要な福祉サービスを、自分の判断で選択、利用することが困難な人を対象にした制度。

契約に基づき、事業主体である社会福祉協議会から派遣された支援員が、福祉サービスの利用に関する相談、助言や情報提供、金銭管理などの支援を行い、利用者が自立して安心した生活を送れるようにサポートする事業。

成年後見の簡易版。

21

## ③財産管理等委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を自由に決めて委任するもの。

成年後見制度とは異なり、精神上的の障害による判断能力の減退がなくても契約可能であるが、任意後見契約のような公正証書が作成されるわけではなく、後見登記もないので社会的信用が十分でない。

また、任意後見監督人がいないため、委任者のチェックが行き届かない。

22

## 生活に困ったときのセーフティーネット

### ①生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住むところがないなどを市町村の相談窓口にてその解決を支援を受けること。

住居確保給付金・就労準備並びに就労訓練支援など

### ②生活保護

憲法に規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、その人の自立を助けるためのもの。

生活保護基準は住んでいる地域、家族構成や年齢、障害の有無など細かく設定されている。

23

## 親がいなくなっても我が子が安心して生きていけるように

### お金があれば安心なのか？

#### 事件その1

友人と称する者が話し相手になると持ち掛け飲食店等に毎回連れて行って、その都度ATMからお金を引き出させていた。

#### 事件その2

親が障害のある子の兄弟姉妹(息子・娘)に後を託したが、その資金を自分たちの生活費などに費消していた。

お金を残す仕組みと管理する仕組みが大事である。

24



## お金を残し管理する仕組みがすべて幸せか？

### 8050問題

80代の親が収入のない5代の子どもの生活を支え、行き詰ってしまっている世帯のことを指す。

その背景には、長期高齢化しているひきこもり状態にある人たちとその家族の孤立がある。

行政の支援が行き届かないまま、親の死後、そのまま子どもも死んでしまう事件や、遺体を放置したまま逮捕されてしまう事件が散見される。

### 8050問題が事件化する根本的な原因

親が収入のない子、精神的に病を抱えた子の存在を恥ずかしい、世間に知られたくないと思い、社会に迷惑をかけてはいけないからとその存在を隠し、世間から距離を置いたり、うまくいっている家を演じる

一方、隠される子は、親から隠される存在であることを感じて、自分で自分が重荷になり、ますます動けなくなる。

家族全体が世間から孤立していることが大きな問題である。

経済問題を考える最善の方向性は？

本人の意思を尊重しながら  
地域の中でたくさんの理解者に囲まれて生活  
していくことである。

孤立せず、いろいろな人たちの眼差し(協力  
や意見)を受けながら、本人にとっての最善  
な生き方を導いてあげましょう。

27

NPO法人成年後見センターかけはしの「地域後見推進事業」  
が目指す「入れ子構造の社会モデル」の概念図





## 大場 正昭 (おおば まさあき)

資格：

一級建築士、社会福祉士、宅地建物取引士

経歴

1971年3月	日本大学 理工学部 建築学科卒業
1974年3月	横浜国立大学 大学院工学系研究科 建築学専攻 博士前期課程修了
1978年3月	東京大学 大学院工学系研究科 建築学専攻 博士後期課程修了 (工学博士)
1978年4月	東京工芸大学 工学部 講師
1992年4月	米国留学(1年間) ノースカロライナ州 環境保護庁(EPA), 流体モデル研究所。留学期間に、次男は The University of North Carolina at Chapel Hill の TEACCH 研究所で Prof. Eric Schopler 夫人ミギーさんの療育プログラムを受ける
2014年3月	定年退職(65歳) 東京工芸大学 名誉教授
2014年2月	NPO法人成年後見センターかけはし 副代表理事
2014年3月	東京大学市民後見人養成講座修了(6期生)
2015年3月	社会福祉士の資格取得
2015年4月	次男(29歳)の成年後見人。父親66歳。
2018年4月～ 2019年3月	2018年度(独法)福祉医療機構 社会福祉振興助成事業(WAM 助成) 担当理事
2019年4月～ 2020年3月	2019年度(独法)福祉医療機構 社会福祉振興助成事業(WAM 助成) 担当理事
2020年4月～	2020年度(独法)福祉医療機構 社会福祉振興助成事業(WAM 助成) 担当理事
現在に至る	

所属学会：

日本建築学会 終身正会員、日本風工学学会 正会員

前職の専門：

建築環境工学

著作：

- ・Advanced Environmental Wind Engineering, Springer Press, pp.51-74, 2016
- ・『実務者のための自然換気設計ハンドブック』、2013年、日本建築学会

# NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

## 【制度】親族後見の実践報告

### 自閉症の息子の成年後見人になって感じたこと

#### ～申立て・面接・後見事務報告の体験談～

NPO法人成年後見センターかけはし 副代表理事 大場 正昭

父親(66歳)のときに、自閉症の次男(29歳)の親族後見人になりました。受任した「2015年4月」当時を思い出しながら、これまでの「親族後見人の体験談」をお話します。

#### 1. 手記「会報座間やまびこ」に投稿 2009年11月

2歳半のときに医者から自閉症といわれた次男はもう23歳になりました。手探りで療育方法を模索していた頃に、田舎の祖母から「障害のある子は福の神だよ」とのメッセージが届きました。でも当時の息子は、「一人ガラスの容器の中から外を眺め、周りとの接触を避けて怯えている子」でした。父親の視線も逸らすので、何故、逸らすのか判らず不安な気持ちでした。なかなか祖母のメッセージを理解できませんでした。それから20年、若い人の中で居るのが大好きな青年に成長しています。言葉は全く出ませんが、聞く能力が付き写真カードで意思伝達ができるようになって、自分の世界を広げています。今年からケアホームに入所し、週末に帰宅する生活にも慣れてきました。職場とケアホームの暖かい声援を受けて、緩やかですが着実な成長が見られます。最近では、大きな口をあけて、発声もどきの形で意思伝達を試みています。また、月1回の山歩きサークル「ブロッケン」に参加するのが大好きです。同世代のボランティアさんとにこやかに手をつないでハイキングしています。サポート役で参加している父親は、年頃の息子が親には見せない大人の表情でいることにハッとすることもあります。「障害のある子は福の神だよ」とは、その子供が「家族がお互いの個性を自然に認めながら、家族の絆を強める」基軸を知らないうちに担ってくれるからではないでしょうか。わが道を行く私にも、家族の声援があり、祖母のメッセージの意味を感じる今日この頃です。

#### 2. 手記「横浜家庭裁判所宛ての『親からの嘆願』」を会報誌<sup>1)</sup>に投稿 2015年2月

NPO法人成年後見センターかけはしは、第1号の後見申立てを2014年7月に横浜家庭裁判所本庁に提出しました。しかし、審査段階で内々に「かけはし第三者評価委員」弁護士清水建夫先生へ「審判不許可」の見通しが伝えられました。かけはし代表理事の小川肇氏が県央福祉社会後援会会長を兼務していることが、利益相反に該当するというのが「審判不許可」の理由でした。弁護士清水建夫先生は、横浜家庭裁判所の調査官に対して、県央福祉社会後援会は実質、障がいのある利用者の家族会であることを様々な資料で説明し、私も「家族の想い」を陳述しました。そのときの裁判所への上申書です。

「親からの嘆願」<sup>1)</sup>

私は、社会福祉法人 県央福祉社会後援会の一会員です。



## NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

私の次男（29 歳）は、重度知的障がい者で、県央福祉会の生活介護通所施設に通っております。

県央福祉会後援会は、子どもを県央福祉会に通わせる親たちの会です。長年の親たちの悩みは、親の死後に安心して子どもを託すことのできる後見人をどのように見つけるか？ということでした。

「NPO 法人成年後見センターかけはし」は、こうした共通の悩みを持つ県央福祉会後援会会員の切なる思いの結晶として、ようやくできました。親たちは「かけはし」に我が子の後見を託すことに希望を見出しております。

私は、親として次男にどのようなことをなすべきか、長い間、考え続けてきました。言葉も言えず、書くこともできず、素敵な笑顔が唯一の財産である次男に何をなすべきか、悩み続けてきました。2年間の社会福祉の学修を通じて、やっと、第二の人生でなすべきことがわかりました。それは、親亡き後も心の通った支援をバトンタッチで継続できる「法人後見のNPO 法人」を立ち上げ、しっかりした組織体制を創り上げることです。「NPO 法人成年後見センターかけはし」の元で働き、次男と共にありたいと願っております。（中略）

今回の裁判所の通告を聞き、我が耳を疑いました。どうぞ県央福祉会に子どもを通わせている親たちの切なる思いを汲んでいただき、「NPO 法人成年後見センターかけはし」が、県央福祉会に通う障がい者たちの後見業務を受けられるよう、切にお願い申し上げます。以上

2015 年 2 月 24 日 大場正昭

### 3. 親族後見のメリットとデメリットについて

司法の裁判所は障がい者の基本的人権を守る最後の砦です。親族後見人として、横浜家庭裁判所相模原支局との「考え方の違い」に違和感を覚えながら、4年間で経過しました。私なりに親族後見のメリットとデメリットを箇条書き形式で、以下に示します。

#### (1) 親族後見のメリット

- ・被後見人の次男の財産は、完全に保全される
- ・後見人は、次男に係る市役所、銀行手続きをスムーズに行なえる
- ・毎年、後見事務報告書を横浜家庭裁判所相模原支局に提出するので、次男に係る郵便物や書類は、ファイルボックスに保管するようになり、資料の逸散を防げる
- ・親が「後見」という体制を確認し、将来、弁護士なり、成年後見センターに後見を託すときに、親の想いをより確実に伝え易い

#### (2) 親族後見のデメリット

- ・親族後見人として父親がなることを申請しても、その親族が後見人として相応しくないと判断されることもあり、必ず親が選任されるか保証がない『任命権は裁判官』にあり、原則、親族以外が後見人となっても、審判の決定事項を覆すことは困難である
- ・善管注意義務に努める「善意の意思を持つ父親」でも、裁判官は「性悪説」の考えに基づき、後見人を監督する
- ・後見事務連絡は、法律上は問題がないにしても、不親切な文面で一方的な連絡が多い
- ・後見信託の預け金を引き出す場合、事務手続きが煩雑である

#### [参考文献]

1. 広報誌 Region Vivir No.32、社会福祉法人 県央福祉会、2015 年 7 月

# NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

## □資料の概要説明

### 1. 家族の歩み . . . . .【1頁】

次男が6歳のとき、父親は1992年4月から1年間、米国ノースカロライナ州 環境保護庁(EPA)、流体モデル研究所に留学しました。留学期間中に、次男は The University of North Carolina at Chapel Hill の TEACCH 研究所で Prof. Eric Schopler 夫人ミギーさんの療育プログラムを体験しました。また、次男は現地校の South West 小学校 Kindergarten (幼稚園) に入園し、TEACCH の講義を受けた先生の指導の下に、お友達と手振りや笑顔で意思疎通しながら、楽しいひと時を過ごしました。

次男は周りの応援団に支えられながら、長男が大好きな「仲良し兄弟」に成長しました。直近の写真(34歳)は、横浜家庭裁判所の「2019年度後見事務報告」に添付したものです。

### 2. 後見申立て書の作成 . . . . .【3頁】

父親が書いた親族後見申立て書です。後見人の任命権は裁判官にあるので、必ず父親が選任される保証はありません。任命権は裁判官の専権事項です。一般に審判で決定された後見人、後見監督人を覆すことは困難です。

そのため、後見申立て書の作成で、最も努力したのは「申立ての理由【9頁】」です。その他に、申立て準備チェックシート【3頁】に示された診断書【4頁】、同意書【6頁】、親族関係図【7頁】、財産目録等の書類を用意する必要があります。

診断書は次男が二歳半から受診している精神科医師 山崎晃資先生にお願いしました。過去の診断記録を参照しながら診断書を作成するので、申立て書の草案ができた段階で、診察の予約を取りました。当時の診断書の書式は、認知症の人を対象に作成されたものでした。山崎医師が次男の診断書作成で困った設問は、「3. 回復の可能性【4頁】」の設問「全くない、ほとんどない、ある、その他」4択選択でした。山崎医師は、多くの自閉症児・者が緩やかに成長している実例を知っているからだと思います。

父親が後見人になれる条件は、「次男は回復の見込みが『全くない』の選択」だったので、山崎医師を説得し、「全くない」の欄に「レ」を記入して頂きました。現在、83歳の山崎医師は現役で、温かな眼差しで、次男と両親をサポートして下さっています。

なお、個人情報に係る記述箇所は黒枠で削除してあります。

### 3. 家庭裁判所の審判 . . . . .【10頁】

#### 3.1 調査・面接(家庭裁判所調査官の面接議事録)

調査官は温厚な人柄で、面接は、横浜家庭裁判所相模原支部(相模原市役所近傍)の面接室で行われました。調査官と父親のQ&Aは【10頁~13頁】に示します。質問は申立て準備チェックシート【3頁】の資料順に行われました。

#### 3.2 審判



# NPO 法人成年後見センターかけはし

## 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

調査官は、面接終了後、①後見監督人付きでの親族後見、②父親単独の親族後見の2案を裁判所書記官に報告しました。会話の雰囲気でも、「規則では①案だけでも、調査官の判断は②案です」との意味のように感じました。調査官の好意的報告もあって、単独受任の審判が下りました【14頁】。

### 3.3 後見登記事項証明書（単独後見）

後見が決まると後見登記されます【16頁】。後見登記事項証明書は、個人情報保護のため弁護士、後見人、被後見人以外には開示されておりません。【16頁】の後見登記事項証明書は、東京都千代田区九段の東京法務局後見登録課で入手しました。

### 4. 後見事務計画書の作成 . . . . .【17頁】

後見事務計画書の用紙は1枚で、設問数は6個です。記入スペースが余りにも狭いので、9ポイントのWORDファイル文を貼り付けて、後見事務計画書を作成しました。

### 5. 後見事務報告書の作成 . . . . .【18頁】

#### 5.1 事前相談

受任後、毎年1回、後見人は家庭裁判所後見課に後見事務報告書を提出する義務が生じます。初めての経験なので、横浜家庭裁判所相模原支部の後見係に行き、後見事務報告書の草稿チェックを依頼しました。【18頁】に事前相談議事録を示します。

#### 5.2 後見事務報告書

後見事務報告書は設問式の事務報告書（4枚）、財産目録及び添付資料で構成されます。財産目録は、指定された作成基準日の残高です。次男の作成基準日は4月1日です。2年目の後見事務報告書を【19頁～21頁】に示します。設問10【21頁】は「今後の添付の財産目録に記載されている財産をどのような方針で管理していく予定ですか。」で、選択肢は「現状を維持する」「処分する予定がある」の2つしかなかったため、「現状を維持する」と回答しました。添付資料は、通帳・保険証券などのコピーで、財産目録の証拠書類です。

### 6. 後見制度支援信託の利用 . . . . .【22頁】

#### 6.1 家庭裁判所からの事務連絡

後見事務報告書の設問10【21頁】で「現状を維持する」と回答したため、【22頁】の事務連絡が届きました。「後見制度支援信託の利用」ために専門職後見人を選任することです。法律上は問題ない事務連絡文でも、「後見制度支援信託」を強制する通告文と解釈しました。

#### 6.2 後援制度支援信託の金融機関表

# NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

【25 頁】に専門職後見人から示された「後援制度支援信託の金融機関表」を示します。専門職後見人と協議して、援制度支援信託銀行として三菱 UFJ 信託銀行を選択しました。選択理由は、信託管理報酬が無料だったからです。

## 6.3 複数後見の登記事項証明書

【26 頁】に複数後見の登記事項証明書を示します。裁判所の審判【27 頁】は、次男（被後見人）が専門職後見人に報酬 15 万円を与えるものでした。父親が専門職後見人と協議したのは 1 回だけです。父親は、裁判所から指示されれば、自分でも手続きはできると考えています。善管注意義務に努める「善意の意思を持つ父親」でも、裁判官は「性悪説」の考えに基づき、後見人（父親）を監督していると強く感じました。

## 6.4 家庭裁判所からの事務連絡

【28 頁】に後援制度支援信託手続きが完了後の「家庭裁判所からの事務連絡」を示します。下段に、次男の場合における「事務報告の期限・作成基準日・報告期間」が記載されております。

## 6.5 単独後見の登記事項証明書（単独後見の復権）

専門職後見人は辞任しましたが、後見登記事項証明書【29 頁】には履歴として「成年後見人であった者」として専門職後見人の氏名が記載されております。

## 6.6 後見制度支援信託からの出金事務手続き

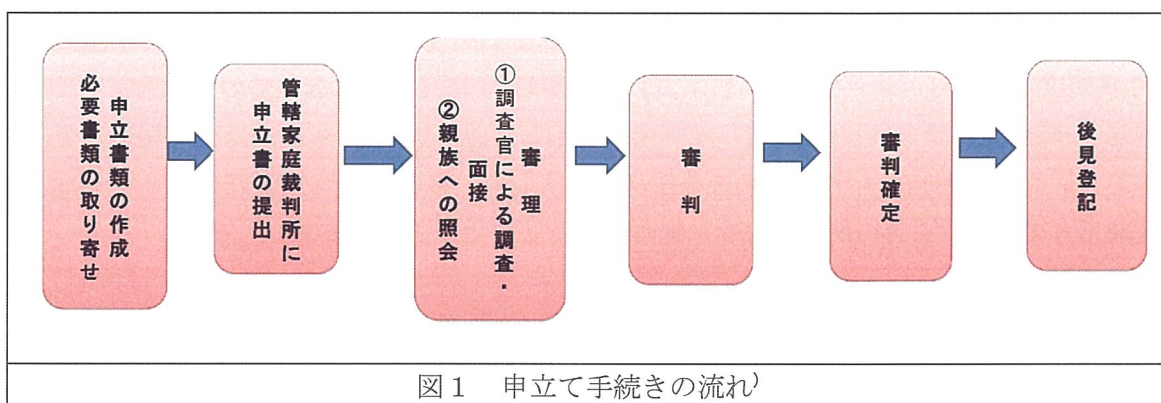
グループホームの部屋に取り付けたエアコンが劣化したので、後見制度支援信託からの一時金交付を横浜家庭裁判所相模原支部に申請しました【30 頁】。一時金の交付申請から 10 日間ほどで許可がおりました。【31 頁】は三菱 UFJ 信託銀行本店宛ての「後見制度支援信託 一時金交付請求書」、【32 頁】は裁判所に提出した報告書です。一時金は全て振込みで、エアコン代金、内装クロス工事代金を振り込みました。後見制度支援信託のメリットは、被後見人である「次男の財産が完全に保全される」ことだと思います。



# NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

## 目次

1. 家族の歩み	【1頁】
2. 後見申立て書の作成	【3頁】
3. 家庭裁判所の審判	【10頁】
3.1 調査・面接（家庭裁判所調査官の面接議事録）	
3.2 審判	
3.3 後見登記事項証明書（単独後見）	
4. 後見事務計画書の作成	【17頁】
5. 後見事務報告書	【18頁】
5.1 事前相談	
5.2 後見事務報告書	
6. 後見制度支援信託	【22頁】
6.1 家庭裁判所からの事務連絡	
6.2 後援制度支援信託の金融機関表	
6.3 複数後見の登記事項証明書	
6.4 家庭裁判所からの事務連絡	
6.5 単独後見の登記事項証明書（単独後見の復権）	
6.6 後見制度支援信託からの出金事務手続き	



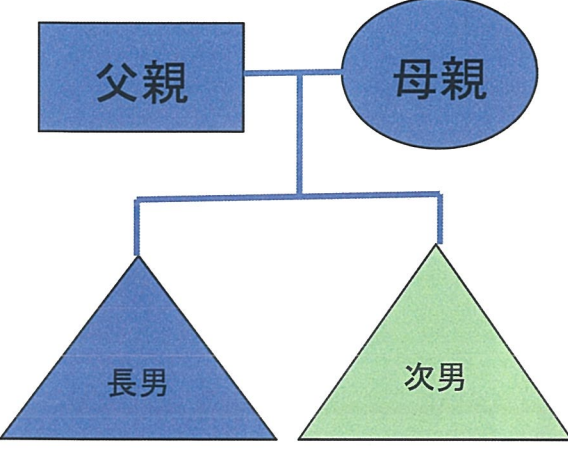
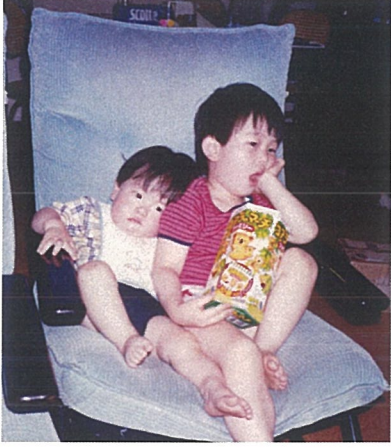


【付録】 . . . . . 33頁

1. 成年後見の申立て手続き、NPO法人成年後見センターかけはし、  
ホームページ、2020年3月更新

<http://www.kakehashi-tomoni.org/adult-guardianship-allegation.html>

NPO法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

1. 家族の歩み

	
<p>家族構成</p>	<p>居間での兄弟</p>
	
<p>米国での家族（撮影：1992年10月） 『枕』は次男の『お守り札』です。渡米のフライトでも『お守り枕』を抱いていました</p>	<p>現地校でのクリスマス会 （撮影：1992年12月）</p>

【1】



NPO法人成年後見センターかけはし  
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」



仲良し兄弟（撮影：2018年4月）



後見事務報告書に添付した写真  
次男 34歳（撮影：2020年5月）

【2】

## 申立て準備チェックシート

2015-0327

0426.5.27 横浜家庭裁判所相模原支部後見係

診断書・診断書附票等 (手引き11頁5, 12頁6)		チェック欄	
		申立人	裁判所
★診断書および診断書附票	※診断書と診断書附票を医師に記入してもらってください。	✓	
療育手帳 (愛の手帳コピー)	※本人が知的障害者の場合のみ必要です。	✓	

同意書, 親族関係図 (手引き14頁9)		チェック欄	
		申立人	裁判所
★ (本人の親族の) 同意書	※親族に記入してもらってください。	✓	
★親族関係図	※記入例を参考にして申立人が記入してください。	✓	

申立書, 照会書, 財産目録 (手引き10頁1・2, 12頁7・8)		チェック欄	
		申立人	裁判所
★申立書		✓	
★申立人照会書		✓	
★本人の状況照会書	※申立人が記入してください。	✓	
★後見人等候補者照会書	※候補者が記入してください。	✓	
★財産目録	※申立人または本人の財産を管理されている方が記入してください。	✓	
財産や収支を裏付ける資料 (不動産登記簿謄本, 預貯金通帳のコピー, 各種資料のコピー)		✓	

登記されていないことの証明書 (手引き11頁4)		チェック欄	
		申立人	裁判所
本人の登記されていないことの証明書	※証明事項欄は、「成年後見, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。	✓	

市区町村役場から取り寄せる書類 (手引き10頁3)		チェック欄	
		申立人	裁判所
※3ヶ月以内に発行されたものを1通ずつ提出してください。[ ]内は請求先です。			
本人の戸籍謄本	[本人の本籍地の市区町村役場]	✓	
本人の住民票	※本人の戸籍附票でも可 [本人の住民登録地 (戸籍附票の場合は本籍地) " ]	✓	
後見人等候補者の住民票	※候補者の戸籍附票でも可 [候補者の住民登録地 (戸籍附票の場合は本籍地) " ]	✓	

申立てに必要な費用 (手引き14頁10)		チェック欄	
		申立人	裁判所
収入印紙 申立書用 800円	※同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合には, それぞれ別に800円が必要になります。	✓	
登記嘱託用2, 600円	※収入印紙は合算せず, 申立書用と, 登記用と, それぞれ分けてご準備ください。		
郵便切手 (後見開始は3, 430円, 保佐 (補助) 開始は4, 480円)		✓	
※後見開始	500円3枚, 82円10枚, 50円20枚, 10円10枚, 1円10枚		
※保佐 (補助) 開始	500円5枚, 82円10枚, 50円20枚, 10円15枚, 1円10枚		
【必要に応じて】鑑定費用 (「診断書附票」に医師が記入した金額) ※補助開始の場合は原則として不要			

★印は, 申立人や医師等が封筒内の用紙に記入して作成してください。

【3】





診断書 (成年後見制度用) (横浜家庭裁判所本庁・各支部提出用)

1 氏名: 大場 博人 (男・女) 昭和61年2月22日生 (29歳)

住所: 横浜市 [ ]

2 医学的診断 (  入院中  通院中  その他 )

(1) 診断名 1 自傷性障害 2 [ ] 3 てんかん  
(発症S63年2月 日) (発症S63年2月 日) (発症H15年11月 日)

(2) 精神上的障害の程度  重度  中等度  軽度 (  障害認定 級)

特記

※注 (裏面参照)  療育手帳 (  A1  A2  B1  B2 )  
 知能指数 IQ = ( 歳程度) 検査日 現病歴不詳

(3) 現在の状態  植物状態である  植物状態に準ずる  その他

- 移動は自力でできない  寝たきり状態である  発語ができない
- 声を出しても意味のある発語ができない  会話ができない
- 簡単な命令に反応することはあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- 目で物を追っても認識はできない  経管栄養  摂食は自力でできない
- 摂食は常に他の介助を要する  尿失禁状態

特記 (  介護認定 要介護 )  
障害支援区分: 6

・ 所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

[Empty box for medical findings]

3 回復の可能性  全くない  ほとんどない  ある  その他

4 判断能力の程度 裏面を参照の上記載してください

後見程度  保佐程度  補助程度

5 判定の根拠, 説明

- 年齢や経歴の記憶力がない  言語による意思疎通ができない
- 場所や時間の見当識がない  身体動作による意思疎通ができない
- 計算はほとんどできない  自分の家族の区別がつかない
- 理解力, 判断力が極めて障害されている

長谷川式認知症スケール (HDS-R) を実施することが  
 できる [ 点 (検査日 . . . ) ]  できない

脳の萎縮が著しい (  頭部CTスキャン  MRI の画像診断による )

特記 (補助程度と判定された場合には, 必ず記載してください。)

以上のとおり診断します。 平成27年3月23日

病院名・所在地 医療法人弘徳会愛光病院 神奈川県厚木市松枝2丁目7番1号

診療科 精神科 科 電話番号 046-221-1787

担当医師氏名 山崎 晃 賞 印

診断書附票  
(鑑定についてのご照会)

(横浜家庭裁判所)

後見開始または保佐開始の審理には、本人からの意見聴取と、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定もお引き受けいただけるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、新しい成年後見制度においては、精神科医に限ることなく他の専門分野の医師の方にも鑑定をお願いし、ご協力をいただいております。

1 本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して、申立ての内容や後見人選任について意見を述べることの可否

- 本人は、制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは不可能である。  
 本人は、制度や申立ての意味を理解して意見を述べることが可能である。  
 その他 ( )

2 今後家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合

- 鑑定を担当できる。(3もご回答ください。)  
 鑑定を担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏名： 山崎晃彦

所属病院： 医療法人弘徳会愛光病院

連絡先：住 所 神奈川県厚木市松枝2丁目7番1号

電話番号 046-221-1737

- その他

(鑑定をお引き受けいただける場合にご回答ください。)

3 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

(※裁判所としましては、できれば、諸費用込みで5万円をお願いしたいと考えております。)

- 裁判所に一任する。  
 \_\_\_\_\_万円を希望する。  
 その他 ( )

(2) 鑑定期間について (※30日程度でお願いしたいと考えております。)

鑑定には、 10 日間必要です。

(3) 鑑定料の振込先

- 鑑定医個人の口座  その他

(4) 最高裁判所作成の「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付について

- 不要  必要

※ なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。

※ ご本人(患者の方)の状態によっては、鑑定が省略される場合があります。その場合は、鑑定依頼は致しませんのでご了承ください。

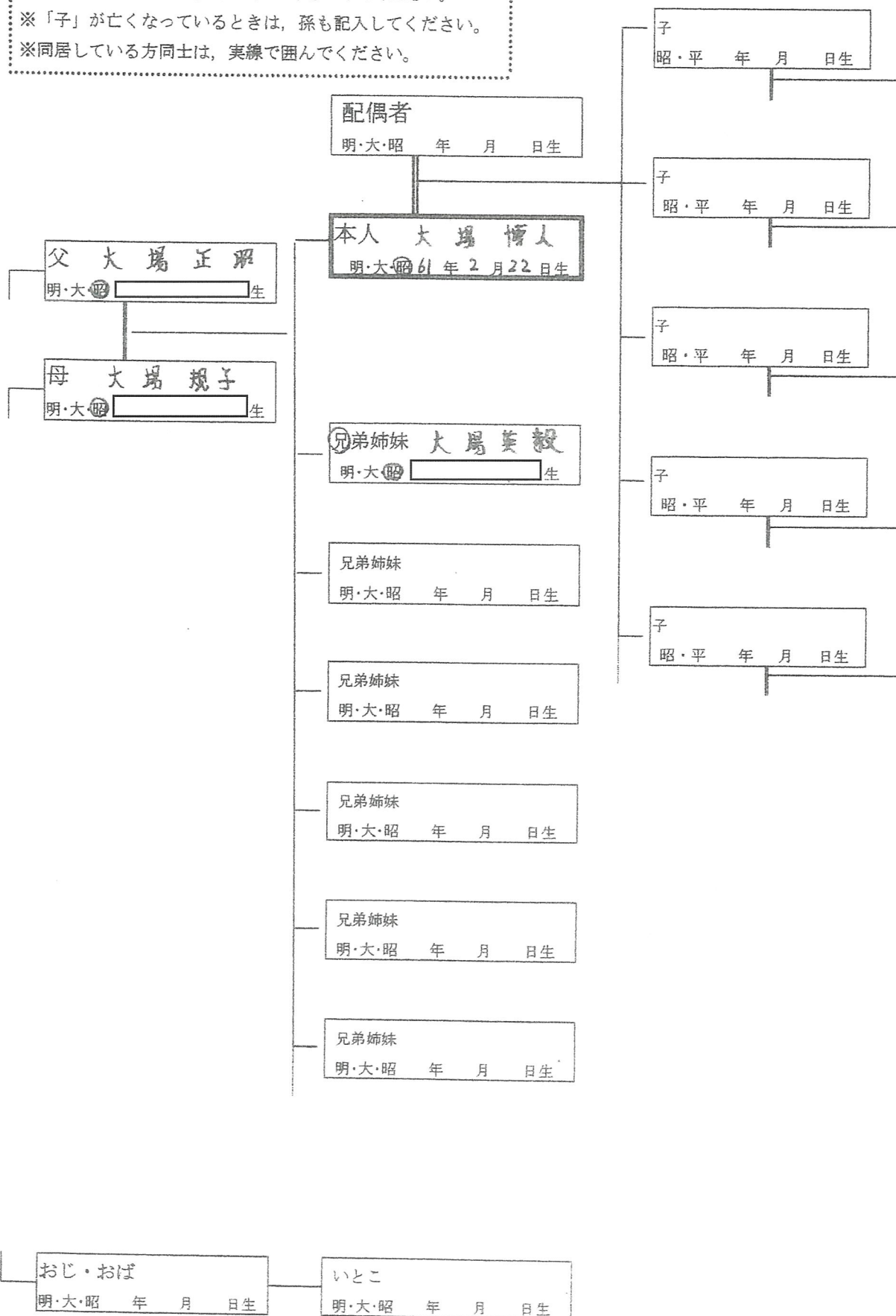




# 親族関係図

<記入要領>

- ※すでに亡くなった方も記入し、×印をつけてください。
- ※「子」が亡くなっているときは、孫も記入してください。
- ※同居している方同士は、実線で囲んでください。





申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印

貼用収入印紙	円
予納郵便切手	円
予納収入印紙	円

後 見 開 始 申 立 書

(注意) 貼らずにそのまま提出してく  
 ださ: 収入印紙 400円  
 この紙 収入印紙 400円  
 しな: 貼ってください (貼った印紙に押印)

準口頭 関連事件番号 平成 年(家)第 号

横 浜 家 庭 裁 判 所  
 御 中  
 平成 27 年 3 月 24 日

申 立 人 の  
 記 名 押 印

大 場 正 昭

添付書類 (同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)

本人の戸籍謄本 (全部事項証明書)  本人の住民票又は戸籍附票  
 本人の登記されていないことの証明書  本人の診断書 (家庭裁判所が定める様式のもの)  
 本人の財産に関する資料  成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票

申 立 人	住 所	〒 252 - 0024 電話 046 [ ] [ ] ( [ ] 方)
	フリガナ 氏 名	オ オ バ マ サ シ キ 大 場 正 昭 大正 昭和 平成 [ ] 生 ( 66 歳)
	職 業	東京工芸大学 名誉教授
	本人との の 関 係	※ 1 本人 2 配偶者 ③ 四親等内の親族 ( 父 親 ) 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他 ( )
本 人	本 籍 (国 籍)	東京 (都) 道 府 県 中央区 [ ]
	住 所	〒 252 - 0024 電話 046 [ ] [ ] ( [ ] 方)
	フリガナ 氏 名	オ オ バ ヒ ロ ト 大 場 博 人 明治 大正 昭和 平成 61 年 2 月 22 日生 ( 29 歳)
	職 業	通所型生活介護施設「ふるる」へ通所する。(月～金)

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、( )内に具体的に記入してください。

後見 (1/2)

[8]

申 立 て の 趣 旨

本人について後見を開始するとの審判を求める。

申 立 て の 理 由

(申立ての動機、本人の生活状況などを具体的に記入してください。)

これまで長い間、親の死後、博人の後見をどのように托したらよいのか？を漠然と考えてきました。昨年私は長く務めた職場の定年を迎え、次男博人は29歳となりました。今こそ、博人の後見について具体的な策を講じる時だと感じ、次のように考えました。

第三者後見人をつける前に、今から私が親族後見人として、博人の周りの人たちと関係を築き、その上でそれを第三者後見人に継続することです。

現在博人は、相模原市内の生活介護通所施設「ふるーる」に通っております。博人は重度の知的障がいと併せ持つ自閉症で、発語はなく、経験値をためることと視覚情報で行動しています。生活介護施設「ふるーる」では、一日のスケジュールを写真カードで流れを示したものを複数枚で、本人に提示して進めています。

5年前からはグループホーム（当時はケアホーム）に入りました。1週間のスケジュールはカレンダーで家とホームで提示しており、土日は必ず座間市内の自宅に帰宅します。帰宅中は、移動支援のヘルパーさんとの外出を楽しみにしております。その外出プログラムは、長年にわたり母親が本人と一緒に掛けてまず経験させて、写真を撮り、本人の記憶フォルダーにためてきた中から、毎回本人と選んでいます。そして土日の様子は施設との連絡帳に写真つきで記載しています。

これまで本人の笑顔を絶やさず、楽しいと感じられるものを増やし、本人の居場所を増やそうと、親は周りへの代弁者になってきました。次男の人生が最後まで少しでも充実したものであるように、親が長年積み重ねてきたものを、確実に第三者後見人へと、繋げていきたいと願っております。

成年後見 人候補者  (適当な人が いる場合に 記載してく ださい。)	① 申立人と 同じ(右欄 の記載は 不要)  ② 申立人 以外(右欄 に記載)	住所	〒	電話	( )	
		フリガナ 氏名		大正 昭和 平成	年 月 日 ( 歳)	
		職 業		本 人 と の 関 係		
		勤 務 先		電 話	( )	

(注) 太わくの中だけ記入してください。

後見 (2/2)

[9]



# NPO法人成年後見センターかけはし

## 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

### 3. 家庭裁判所の審判

#### 3. 1 調査・面接（家庭裁判所調査官との面談記録）

- ・日時 2015年4月8日（水）9：30～11：15
- ・場所：横浜家庭裁判所相模原支部面談室
- ・出席者：家庭裁判所調査官、大場正昭
- ・記録：大場正昭

#### 1. 診断書について

[調査官]

- ・博人君はどういう状況ですか。

[大場]

- ・診断書の内容を補足説明する。
- ・次男博人が2歳半のとき、東海大学病院山崎教授の診察を受け、自閉症と診断された。
- ・発語がなくジェスチャで気持ちを表現している。  
家族の写真と連絡帳の博人の写真を示す。
- ・長男と接するときは、最高の笑顔を示します
- ・笑顔を示すと、相手が喜ぶことを体験学習しました。

#### 2. 同意書について

[調査官]

- ・一般的に親族後見はトラブルが多く生じています。
- ・別の人が後見人に選出されたら、どうしますか。率直に本当の気持ちをお聞かせください。

[大場]

- ・長男は父親がなることを前提として、後見人申請を認めてくれました。長男が同意書につけた付箋をお見せします。長男は、父親以外の第3者が後見人になることに反対しています。
- ・長男と家内の同意書は、父親が後見人になることに同意したものです。それ以外の同意書ではありません。

#### 3. 申立書について

[調査官]

- ・申立て理由について、記述された理由以外に何か述べたいことはありますか。

[大場]

- ・家内が2011年1月から人工透析になったことも申立て理由の一因です。
- ・長男だけでなく、将来、第三者後見を付けることで複眼的に次男を見ることを考えており、長男の負担を軽減したいと考えております。
- ・私は後見制度を理解するために、社会福祉がどうなっているのか、法律体系を深く理解することに努めました。
- ・大原簿記校では、講義の志向が資格取得に向けられていたので、社会福祉士の資格を今年の3月に取得しました。
- ・障害者のある友人たちに、後見はどうなっているのか、私自身が体験してから、皆さんへ伝えようと考えております。

# NPO法人成年後見センターかけはし

## 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

- ・Ending ノートの代わりに、毎年、裁判所へ提出する書類が、その代わりになると考えました。
- ・私が将来、認知症になったら、第三者に後見を託する考えです。

[調査官]

- ・そこまで考えておられるのですか。それで「バトンタッチ」の意味が良く分かりました。

#### 4. 申立人照会書について

[調査官]

- ・他の機関から申立て申請を勧められたのですか。

[大場]

- ・自分自身の判断で申立て申請を決めました。

[調査官]

・申立ての目的の欄で、預貯金の管理・解約に印を付けてください。

- ・財産管理の開始時期はいつですか。

[大場]

- ・家内が人工透析になった2011年1月からです。

#### 5. 本人の状況照会書について

[大場]

- ・本人は月曜日から金曜日まで、昼間は生活介護通所施設「ふるーる」で作業し、夜はグループホーム「じゃんぶ」で過ごしております。
- ・週末は自宅で過ごしております。
- ・次男が養護学校に在学中は、父親がハイキングに連れて行っておりました。丹沢周辺です。
- ・現在は、若い支援員の方と **Outgoing** に出かけております。
- ・次男は同世代の方の中で居るのが大好きです。

#### 6. 後見人等候補者照会書について

①後見人候補者に係る質問について

[調査官]

- ・後見人候補者について質問します。
- ・世帯収入〇〇万の内訳を教えてください。

[大場]

- ・アパートの家賃収入や〇〇の〇〇です。
- ・昨年3月末に退職しましたが、失業保険は申請しておりません。

[調査官]

- ・主たる収入は年金にします。
- ・病気はありますか。

[大場]

- ・健康です。

②後見の方針・計画に係る質問について



# NPO法人成年後見センターかけはし

## 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

[調査官]

- ・後見の方針・計画について説明してください。

[大場]

- ・平日は、生活介護通所施設「ふるーる」とグループホーム「じゃんぷ」で生活し、土日は、両親が健在な限り、実家で過ごす生活を続けます。
- ・土曜は、パステルファームの土日プログラム、日曜は移動支援でヘルパーさんとの外出を続けたいと考えております。
- ・将来的にはグループホームで管理していただくためのマニュアルを作成する考えです。

③財産管理の方針や計画に係る質問について

[調査官]

- ・財産管理の方針や計画について説明してください。

[大場]

- ・通帳の管理や契約は父親が務めます。

[調査官]

- ・近々、相続することはありますか。

[大場]

- ・相続の予定はありません。

[調査官]

- ・〇〇の株式を売却して、信託に預けることはできますか。

[大場]

- ・未公開株なので売却できません。
- ・博人の株式は、私が父から相続した株式を、贈与税を支払って、博人に渡したものです。
- ・相続税に苦しみましたので、相続税対策として、私は生命保険に加入しています。

④親族後見人の選考基準について

[調査官]

- ・裁判所の内部資料を、非公開ですが、お見せします。財産が〇〇以下、〇〇万、〇〇〇万、〇〇〇万のレベルで、親族後見人の選出基準が決まっております。
- ・次男の財産が大きいので、親族後見人単独で後見業務を行えない決まりになっています。
- ・素晴らしい知性と能力をお持ちですが、親族は第三者でないので、そのことは理解してください。
- ・従って、親族後見人単独で後見業務を行えないことを了解していただけますでしょうか。

[大場]

- ・東京大学の市民後見人養成講座で、親族後見人の不正が多いと聞いておりますので、後見監督人が付くことは了解します。

[調査官]

- ・後見監督人の報酬は、普通の場合の半額になります。1万円/月を本人か親御さんが負担することになります。

7. 財産目録について

[調査官]

# NPO法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

・「ゆうちょ」の合算金額は何をさすのか。内訳を説明してください。

・家内が入院中で記帳できませんでした。約10ヶ月間の合計金額です。

[調査官]

・それでは、この合算は家賃や生活費の振込みですね。判りました。

[調査官]

・今、相続する遺産はありますか。

[大場]

・現在、相続する遺産はありません。

[調査官]

・博人さんの家賃は引き落としですか。

[大場]

・家賃は自動引き落としです。

[調査官]

・その契約は父親がしたのですか。

[大場]

・私が契約しました。

[調査官]

・通帳の「県央福祉相模原」とは何のことですか。

[大場]

・県央福祉会の一つで、相模原エリアを管轄する部門です。

\*注：しばらく、調査官は障がい者年金、介護保険料等の書類を確認する。

⇒ 書類の不備は指摘されなかった。

## 8. 調査官の判定について

[調査官]

・書記官へ、

財産は未公開株で売却できないこともあるので、

① 父親+後見監督人

② 父親単独

の2案を伝えました。

・結果は郵送します。

以上



平成27年(家)第8519号 後見開始の審判申立事件

審 判

住 所 神奈川県座間市 [redacted]  
[redacted]

申 立 人 大場 正昭

本 籍 東京都中央区 [redacted]

住 所 神奈川県座間市 [redacted]  
[redacted]

本 人 大場 博人

昭和61年2月22日 生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

- 1 本人について後見を開始する。
- 2 本人の成年後見人として申立人を選任する。
- 3 手続費用は申立人の負担とする。

平成27年4月10日

横浜家庭裁判所相模原支部

裁判官 小 池 あゆみ

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 清 野 いずみ



事件番号 平成27年(家)第8519号 (ご本人 大場 博人 様 )

## 登記番号通知書

成年後見人  
大場 正昭 様

平成27年5月15日

〒252-0236

相模原市中央区富士見6丁目10番1号

横浜家庭裁判所相模原支部

裁判所書記官 清野 いずみ

電話番号 042(716)0181

FAX番号 042(768)2575



頭書事件について、下記のとおり登記がなされましたのでお知らせします。

### 記

登記年月日	平成	27	年	4	月	30	日	
登記番号	第	2015		—		14006		号

登記事項証明書

後見

後見開始の裁判

【裁判所】 横浜家庭裁判所相模原支部  
【事件の表示】 平成27年(家)第8519号  
【裁判の確定日】 平成27年4月28日  
【登記年月日】 平成27年4月30日  
【登記番号】 第2015-14006号

成年被後見人

【氏名】 大場博人  
【生年月日】 昭和61年2月22日  
【住所】 神奈川県座間市  
【本籍】 東京都中央区

成年後見人

【氏名】 大場正昭  
【住所】 神奈川県座間市  
【選任の裁判確定日】 平成27年4月28日  
【登記年月日】 平成27年4月30日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成27年9月11日

東京法務局 登記官

恒川 浩二



【16】 [証明書番号] 2015-0100-58556 ( 1 / 1 )



( 裁判所書記官 清 野 いずみ )

後見開始事件 (本人 大場 博人 )

平成27年(家)第8519号 後見開始の審判申立事件

## 後 見 事 務 計 画 書

横浜家庭裁判所相模原支部 御中

平成 27 年 4 月 27 日

住 所 座 南 市

成年後見人

印

(電話番号 046 -  -  )

1 本人の現在の心身の状況はいかがですか。今後の見通しはどうですか。  
経験を重ねることで、初めてのことへの不安が減り、さらに新たな経験が増えていいいます。また自分の思いを周りの人と共有できることを喜び、求めるようになってきました。これまでの視覚情報による理解に加え、言葉を聞き取る力が進んできたので、理解力が深まり、安定し、落ち着きが増してきました。医療面については、2ヶ月に1回、愛光病院山崎先生の診察時に相談しています。

2 本人の生活及び療養のために、あなたは、今どのようなことをしていますか。  
本人の安定のために可能な限り、視覚情報と言葉によるコミュニケーションを図っています。地域生活支援事業サービス等の申請をし、本人の生活の向上を図っています。相模原市内のグループホーム「じゃんぷ」、生活介護通所施設「ふるーる」から報告や相談を記録してもらい、愛光病院山崎医師の診察時に連絡を密にし、アドバイスをもらっています。

3 本人に収入がありますか。ある場合は、何をいくら得ていますか (例・遺族基礎年金 年額〇万円、地代 月額〇万円)。

障害者年金 年額 966,000 円

4 本人の生活費や療養費は毎月どれくらいかかりますか。支出にあたっては、だれがいくら負担していますか。

グループホーム費用 毎月約 65,000 円以外の衣料費、交通費、外食費、理容費など月額 約 30,000 円は、父親が負担しています。

5 今後の本人の生活や治療、その費用については、どのようにしたいと考えていますか。

週末は座間市内の自宅に帰宅することで、本人は生活のバランスを取っています。この生活パターンを、周りの人たちの協力を得ながら、できるだけ継続したいと考えております。治療は愛光病院山崎医師の処で継続していきます。本人の楽しい生活リズムを維持するための費用は父親が負担していきます。

6 現在、特に困っていることがありましたら書いてください。

特に困っていることはありません。

# NPO法人成年後見センターかけはし

## 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

### 5. 後見事務計画書の作成

#### 5.1 事前相談

- ・日時：2016年5月23日（月）9：00－9：30
- ・場所：横浜家庭裁判所相模原支部 4F 後見受付コーナー
- ・出席：〇〇書記官、大場正昭

#### 1. 平成27年度後見事務報告書について

- 【大場】・後見事務報告書の記載内容に修正すべき点はありますか？
- 【書記官】・修正点はありません。  
・訂正箇所に捺印は不要です。
- 【大場】・平成28年度の納税予定表（住民税、座間市国民健康保険税）を添付した方が宜しいでしょうか？
- 【書記官】・来年度の後見報告書のときに添付してください  
・H27年後見報告書への添付は不要です

#### 2. 祖母 故「〇〇」の遺産相続について

- 【大場】・ ㈱〇〇製作所（非上場）の株式 1,000 株を〇〇円で、〇〇製作所へ譲渡しても宜しいでしょうか？
- ・ 遺言執行者大場英毅（長男）へ報酬額〇〇円を、大場博人の横浜銀行〇〇支店の預金口座から支払って宜しいでしょうか？
  - ・ 相続人〇〇氏との遺産分割協議が成立したら、遺留分（〇〇円）を、大場博人の横浜銀行〇〇支店の預金口座から支払って宜しいでしょうか？
- 【書記官】・利益相反しなければ、裁判所の事前相談なしに、成年後見人の判断で、上記の事項を執行できます。
- ・ 今回の後見事務報告書に、相談メモの添付は不要です
  - ・ 調停不成立の場合、裁判所の担当部署が後見課と異なります

#### 3. その他

- 【大場】・この度の後見事務照会は、セレクトされた方のみですか？
- 【書記官】・数年前から、毎年、全ての成年後見人に後見事務照会を行っています
- 【大場】・身上監護の問い合わせはないのですか？
- 【書記官】・財産管理のみです。  
・身上監護までは、手が回りません。
- 【大場】・レターメールで後見事務書類を郵送します
- 【書記官】・そうしてください。

以上

基本事件 平成27年(家)第8519号  
成年被後見人等 大場 博人

### (後見)・保佐・補助) 事務報告書

提出する前に、以下の書類がそろっているかチェック  
してください。控えはとってありますか？

- (後見)・保佐・補助) 事務報告書(本書4枚)
- 財産目録(2枚ないし4枚)
- 添付資料(通帳, 有価証券の明細書のコピー等)
- (後見人等又は本人の住所が変わったとき)住民票(マイ  
ナンバーの記載のないもの)

平成 28 年 5 月 24 日

(成年後見人・保佐人・補助人・未成年後見人)

氏名 大 場 正 昭 印

(〒 252 - 0024 )

住 所 座 間 市

日中の連絡先(電話番号)

046

本人の生活状況について (1及び2は全員回答, 3及び4は未成年後見人のみ回答)

1 前回報告以降, 本人の住所等に変化はありましたか。

- 変わらない。  以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】(※ 入院先, 入所施設等を含む。)

2 前回報告以降, 本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

- 特にない。  以下のとおり変化があった。



3 現在、本人はどちらに進学，就職等をされていますか。

---

---

4 今後の監護養育の予定に変化はありますか。ある場合には記載してください。

---

---

**本人の財産状況について**

(成年後見人，未成年後見人及び財産管理に関する代理権が付与されている保佐人・補助人のみ回答)

5 前回報告以降，月々の定期収入と定期支出に変化はありましたか。

特に変わらない。

どちらかが変わった，もしくは両方とも変わった。

(「変わった」と答えた場合) 変わった理由は何で，変わった後の月額はいくらですか。以下に記載してください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

---

---

6 前回報告以降，1回につき10万円を超えるような臨時収入がありましたか。

ない。  ある。

(「ある」と答えた場合) その内容と金額はどのようなものですか。以下に記載してください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

---

---

・祖母  の遺贈：資料番号 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15

7 前回報告以降，1回につき10万円を超えるような臨時支出がありましたか。

ない。  ある。

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下に記載してください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

・申告所得税及復興特別所得税  円

---

---

8 前回報告以降、本人が得た金銭（定期収入，臨時収入の全てを含む。）は，全額，今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

はい。  いいえ。

（「いいえ」と答えた場合）入金されていないお金はいくらで，現在どのように管理していますか。また，入金されていないのはなぜですか。以下に記載してください。

---

---

9 前回報告以降，本人の財産から，本人以外の人（本人の配偶者及び親族並びに後見人等自身を含みます。）の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない。  ある。

（「ある」と答えた場合）誰のために，いくらを，どのような目的で支出しましたか。以下に記載してください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

---

---

10 今後，添付の財産目録に記載されている財産をどのような方針で管理していく予定ですか。

現状を維持する。

処分する予定がある。

（処分するもの，処分先，処分の目的，予定時期，価格等を記載してください。）

---

---

賃貸する。

事件番号 平成27年(家)第8519号  
成年被後見人(本人) 大場 博人 様

## 事 務 連 絡

成年後見人 大場 正昭 様

平成28年9月14日

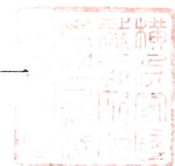
〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目10番1号

横浜家庭裁判所相模原支部

裁判所書記官 坂 口 淳 一

電話番号 042-716-0181

F A X 042-768-2575



日頃より、当裁判所の後見事務取扱に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、当裁判所では、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法を検討してきましたところ、今後は、ご本人が一定の財産をお持ちの場合には、一律に、後見制度支援信託契約の締結（概要は同封のリーフレットをご参照ください。）を検討するとともに、信託が利用できない場合には、後見監督人（数か月ごとに後見人に事務報告を求め、監督する職務を行う者）を選任する方法をとることになりました。

つきましては、裁判官から信託契約に関する説明をさせていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、一度裁判所へお越してください。

お越しいただく日程につきましては、調整をさせていただきたいと思いますので、別紙の回答書に希望日をご記入の上、10月4日（火）までに、お手数ではありますが、ファクシミリ又は郵便で家庭裁判所にご提出ください。



(説明の時間としては30分程度をご予定ください。)

なお、同封のリーフレットをお読みいただき、後見制度支援信託の利用をご承諾いただける場合には、裁判所へお越しいただく必要はありません。このまま、詳細を調査する専門職後見人を選任させていただきます(恐れ入りますが、ご承諾いただける場合でも、回答書をご提出ください。)

おって、日程のご連絡は郵便で致しますが、場合によってはお電話をさせていただくこともあるかと思えます。恐れ入りますが、日中に連絡のとれるご連絡先を併せてご記入ください。

以上、ご検討の程宜しくお願い致します。

平成28年9月27日

事件番号 平成28年(家)第11764号

ご本人(成年被後見人) 大場 博人 さん

## 事 務 連 絡

成年後見人 大場 正昭 様

横浜家庭裁判所相模原支部後見係

裁判所書記官 坂口 淳一

連絡先 042-716-0181

このたび、ご本人について後見人追加選任の審判がなされ、坪井廣行弁護士(事務所電話番号042-776-5300)が貴殿に加えて成年後見人に選任されました。

本件につき、家庭裁判所は、ご本人の財産を確実に保護していくために、後見制度支援信託の利用を視野に入れていきます。

仮に信託を利用する場合、信託契約の締結に向けての事務は追加選任された上記の後見人に行っていただくこととなりますので、ご本人の財産や収支状況、信託契約の内容等について相談があった際は、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、信託契約締結後は、追加選任された上記の後見人より、成年後見人の辞任の審判申立てをしていただく予定であり、辞任の審判後は、これまでどおり、貴殿に単独で成年後見人として活動していただくこととなりますので、ご了解ください。

おって、今後の手続きの詳しい内容は、先にお渡ししたリーフレット「後見制度において利用する信託の概要」及び「後見制度において利用する信託Q&A」を御覧ください。

## 後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧 (H28. 7. 27現在)

## 【信託銀行等】

信託銀行等名	三井住友信託銀行	みずほ信託銀行	三菱UFJ信託銀行	りそな銀行
ウェブサイト	<a href="http://www.smb.jp/personal/entrustment/management/guardianship/">http://www.smb.jp/personal/entrustment/management/guardianship/</a>	<a href="http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/kouken_seido.html">http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/kouken_seido.html</a>	<a href="http://www.tr.mufg.jp/shisan/koukenseidoshien_01.html">http://www.tr.mufg.jp/shisan/koukenseidoshien_01.html</a>	<a href="http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/">http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/</a>
連絡先	最寄りの本支店 ( <a href="http://www.smb.jp/personal/branch/index.html">http://www.smb.jp/personal/branch/index.html</a> )	営業部店 ( <a href="http://sasp.mapion.co.jp/b/mizuho_tb/">http://sasp.mapion.co.jp/b/mizuho_tb/</a> )	後見制度支援信託専用ダイヤル (電話) 0570-005-306	りそな後見制度支援信託コールデスク (電話) 0120-39-4151
契約受付	全ての本支店(郵送手続きについては、個別に契約予定店と相談)	受付場所：みずほ信託銀行営業部店 受付方法：店頭受付又は郵送受付	郵送のみ	①店頭 ②メールオーダー ③信託契約代理店
最低受託額	1,000万円	1円以上1円単位	1,000万円	5,000円以上1円単位
信託報酬	無料	①契約時 原則無料。 ただし、当初信託金が1,000万円未満となる場合は、32,400円(税込) ②契約中 無料	無料	①契約時(追加信託は除く)：162,000円(税込) ②契約中：月額3,240円(税込)(年1回払い)
運用報酬	信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額	運用報酬は、指定金銭信託(一般口)の運用収益からお客さまへの収益金の額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額となります。	信託金を運用した収益から、予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額	運用収益から配当額を差し引いた金額(信託金の元本に対して、年0.01%から年5%の範囲内)
予定配当率	5年以上：税引前年0.025% (税引後0.019%) 2年以上：税引前年0.010% (税引後0.007%)	5年以上：税引前年0.02% (税引後0.015937%)	税引前年0.015% (税引後0.011%)	5年以上：税引前年0.025% (税引後0.01992125%)
解約手数料	①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②特約において解約手数料不要と規定されていない事由による解約の場合には、千円につき1円の手数料がかかるが、収益金の累計額を超えることはない。	①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②特約で解約手数料不要と定めている場合を除いて、千円につき1円の解約手数料がかかる。ただし、解約手数料は、信託契約日から解約の申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額が限度となる。	①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②全部解約、一時金交付等の後の他行への振込みの際には信託財産から受領する(みずほ銀行への振込みの場合は無料)。	①一時金交付の際にかかる。 ②金銭信託(5年もの)で運用するため、契約後5年未満で信託が終了する場合は、終了事由を問わず、信託契約日から契約終了の前日までに生じた税引後の収益を限度とし、解約手数料がかかる。
振込手数料	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行及び他店への振込みの際にかかる。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行への振込みの際には信託財産から受領する(みずほ銀行への振込みの場合は無料)。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約、一時金交付等の後の他行への振込みの際には信託財産から受領する。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行(グループ以外)への振込みの際には信託財産から受領する。
取扱店舗	みずほ銀行の本支店・出張所	みずほ銀行の本支店・出張所	増玉りそな銀行の本支店 近畿大阪銀行の本支店・出張所	増玉りそな銀行の本支店 近畿大阪銀行の本支店・出張所
信託契約代理店	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②顧客からの問合せ・申込手続きに関しては、みずほ信託銀行へ取次ぎ(みずほ信託銀行が対応)	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②顧客からの問合せ・申込手続きに関しては、みずほ信託銀行が対応	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②りそな銀行への信託契約の媒介や諸届等の取次ぎ	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②りそな銀行への信託契約の媒介や諸届等の取次ぎ

※商品の詳細については、各信託銀行等に直接お問い合わせください。



登記事項証明書

後見

後見開始の裁判

【裁判所】横浜家庭裁判所相模原支部  
【事件の表示】平成27年（家）第8519号  
【裁判の確定日】平成27年4月28日  
【登記年月日】平成27年4月30日  
【登記番号】第2015-14006号

成年被後見人

【氏名】大場博人  
【生年月日】昭和61年2月22日  
【住所】神奈川県座間市  
【本籍】東京都中央区

成年後見人

【氏名】大場正昭  
【住所】神奈川県座間市  
【選任の裁判確定日】平成27年4月28日  
【登記年月日】平成27年4月30日

成年後見人

【氏名】坪井廣行  
【住所】神奈川県相模原市中央区千代田1丁目6番9号 共立千代田ビル2階  
【選任の裁判確定日】平成28年9月29日  
【登記年月日】平成28年10月5日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年4月11日

東京法務局 登記官

大野正雄



[証明書番号] 2017-0100-25160 ( 1 / 1 )

平成29年(家)第10673号 成年後見人に対する報酬の付与申立事件

審 判

住所 神奈川県相模原市中央区千代田1丁目6番9号 共立千代田ビル2階  
申立人(成年後見人) 坪井 廣行

本籍 東京都中央区 [ ]

住所 神奈川県座間市 [ ]

[ ]

成年被後見人 大場 博人

昭和61年2月22日生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

- 1 成年被後見人の財産の中から、申立人の就職の日から終了の日までの間の報酬として申立人に金15万円(内税)を与える。
- 2 手続費用は申立人の負担とする。

平成29年4月10日

横浜家庭裁判所相模原支部

裁判官 齊 木 教 朗

これは謄本である。

前同日同庁

裁判所書記官 坂 口 淳 一

[27]



基本事件 平成27年(家)第8519号

成年後見人 様

横浜家庭裁判所相模原支部後見係

## 次回以降の後見等の事務の報告について

日頃から後見等の事務にご尽力いただき、ありがとうございます。

貴殿には、これまでも定期的に後見等の事務の報告をお願いしているところですが、今後は、毎年定められた期限までに、同封の書式を使用して、自主的に報告をしていただく扱いとなりました。

今後は、後見等の事務の報告について、あらかじめ裁判所からご連絡することはありませんので、下記の報告期限までに毎年報告をしていただきますようお願いいたします（同封の書式は、毎年使用していただくものとなりますので、適宜コピーするなどしてお使いください。）。

おって、報酬付与の審判申立てをされる方については、下記の報告期間を報酬を求める期間として、後見等の事務の報告と同時に申し立ていただきますようご協力をお願いいたします。

### 記

次回以降の後見等の事務の報告の

**報告期限** 毎年5月15日

※ 土日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）に該当する場合は、報告期限は翌開庁日となります。

**作成基準日** 毎年3月末日

**報告期間** 毎年4月1日から3月末日までの1年間

（書類の送付先）〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目10番1号

横浜家庭裁判所相模原支部後見係



後見開始の裁判

【裁判所】横浜家庭裁判所相模原支部  
 【事件の表示】平成27年（家）第8519号  
 【裁判の確定日】平成27年4月28日  
 【登記年月日】平成27年4月30日  
 【登記番号】第2015-14006号

成年被後見人

【氏名】大場博人  
 【生年月日】昭和61年2月22日  
 【住所】神奈川県座間市  
 【本籍】東京都中央区

成年後見人

【氏名】大場正昭  
 【住所】神奈川県座間市  
 【選任の裁判確定日】平成27年4月28日  
 【登記年月日】平成27年4月30日

成年後見人であった者

【氏名】坪井廣行  
 【住所】神奈川県相模原市中央区千代田1丁目6番9号 共立千代田ビル2階  
 【選任の裁判確定日】平成28年9月29日  
 【登記年月日】平成28年10月5日  
 【辞任許可の裁判確定日】平成29年4月11日  
 【登記年月日】平成29年4月17日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年6月20日

東京法務局 登記官

大野正雄



【29】

[証明書番号] 2017-0100-43162 ( 1 / 1 )

開始（選任）事件番号 平成 27 年家第 8519 号

住所（成年被後見人が現に居住する住居、施設等の住所を記載する。）

〒252-0243 相模原市中央区上溝 1671-3) グループホーム びんなん

成年被後見人 大場 博人

(042-786-0191

差出人)

報告書 (一時金交付)

横浜家庭裁判所相模原支部 御中



平成 30 年 5 月 29 日

成年後見人 大場 正昭 印

三菱UFJ (信託) 銀行を受託者とする信託契約につき、下記のとおり一時金の交付が必要であると考えますので、報告します。

記

- 1 交付請求額 金 177,788 円
- 2 理由 エアコンの性能劣化に伴いエアコンの交換が必要のため
- 3 交付請求日 指示の日から3週間以内の日  
(初日不算入、最終日が祝日の場合は翌営業日)

4 添付資料

- (1) 交付請求額及び理由の相当性を疎明する書類
- (2) 受託者から受領した直近の信託財産状況報告書
- (3) 成年後見人が管理している成年被後見人名義の預貯金通帳の写し

監督事件番号 平成 30 年家第 11537 号 (基本事件 平成 27 年家第 8519 号)

指示書 (一時金交付)

職権により、上記報告書のとおり一時金交付の請求をすることを指示する。

平成 30 年 6 月 7 日

横浜家庭裁判所相模原支部 裁判官 栗原 洋三

以上

これは謄本である。


平成 30 年 6 月 7 日

横浜家庭裁判所相模原支部 後見係

裁判所書記官 坂口 淳一

家庭裁判所連絡先：042-716-0181

## 後見制度支援信託 一時金交付請求書

ご記入日		2018 年 6 月 18 日	
お名前	ご本人様 (被後見人様)	大 場 博 人	
	後見人様	大 場 正 昭	 お届印

別添の家庭裁判所の発行した指示書に基づき、一時金交付を請求します。

お受取口座	金融機関名		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> その他
	支店名	刈ガナ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px;"></span> 支店                      支店	
	預金種目 口座番号	普通預金	
	口座名義	刈ガナオオバビル    ヒルユウケンニシ    オオバ    マサアキ 大場博人    成年後見人    大場    正昭	

(ご留意事項)

- ①受取口座は、受益者様名義の普通預金口座をご指定ください。
- ②当社以外の金融機関をご指定されている場合には、別添の指示書に記載されている金額とは別に、所定の振込手数料を信託財産の中からお申し受けいたします。

【ご請求にあたり必要な書類一返信用封筒に封入する前にご確認ください】

- 本請求書 (上記太枠内に必要事項をご記入のうえ、ご署名、ご捺印されましたか?)
- 家庭裁判所の発行した指示書 (謄本)
- 金銭信託通帳 (みどりの通帳)
- (上記受取口座が当社の場合) 受取口座用の通帳

※全て後見人様をご自署いただきますようお願いいたします。

連絡先

046 -   
090 -

銀行使用欄

取引番号

検印	お <sup>レ</sup> レ <sup>シ</sup> ヨ

【成年・未成年】		
検印	印鑑照合	受付
(受付NO.                      -                      )		

【31】



事件番号 平成30年(家)第11537号 (一時金交付)  
(基本事件：平成27年(家)第8519号)

平成30年8月8日

横浜家庭裁判所相模原支部 御中

成年後見人 大場 正昭 印

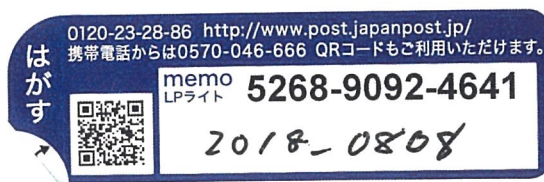
報 告 書

頭書の事件につき、一時金交付が終了しましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

- 一時金が入金された預金通帳の写し
- 信託銀行の通帳写し又は申込書の写し
- 工事代金等の領収書等の写し
- その他 ( 領収書の受領が遅れた理由を記載したメール )

以上



# NPO法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

## 【付録】

### □成年後見の申立て手続き

#### 1. 申立て書類の提出先<sup>1)</sup>

本人の住所地（住所登録をしている場所）もしくは居住地（実際に暮らしている場所）を管轄する家庭裁判所に申立てる。

裁判所のホームページのアドレスは

<https://www.courts.go.jp/yokohama/index.html>

です。

神奈川県管轄家庭裁判所を次表に示す。

裁判所名	所在地、電話番号	管轄区域
横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 ◎JR 根岸線「石川町駅」下車、 徒歩5分。JR 根岸線または地 下鉄「関内駅」下車、徒歩約 10分 TEL：045(345)8001（予約専用）	横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、 茅ヶ崎市、大和市、海老名市、 綾瀬市、寒川町
横浜家庭裁判所 川崎支部	〒210-8573 川崎市川崎区富士見1-1-3 ◎JR「川崎駅」・京急「川崎駅」 下車、徒歩15分（バスもあり ます。「教育文化会館前」下車） TEL：044(222)1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1 ◎JR 横浜線「相模原駅」下車 南 口2番バス乗り場（神奈中バ ス）乗車時間10分「ウェル ネスさがみはら前」下車。 TEL：042(716)0181	相模原市全区、座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部	〒238-8513 横須賀市新港町1-9 ◎京急「横須賀中央駅」下車、徒 歩8分。 TEL：046(812)4304	横須賀市、逗子市、三浦市、 葉山町
横浜家庭裁判所	〒250-0012	平塚市、小田原市、秦野市、

# NPO法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

小田原支部	小田原市本町1-7-9 ◎JR等「小田原駅」下車、徒歩 15分 TEL：0465（22）6946	厚木市、伊勢原市、南足柄市、 大磯町、二宮町、中井町、大 井町、松田町、山北町、開成 町、箱根町、真鶴町、湯河原 町、愛川町、清川村
-------	---	--

## 2. 申立てができる人<sup>1,3)</sup>

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官である。

## 3. 申立てに必要な書類<sup>1)</sup>

申立の手続きは、家庭裁判所の受付で手続説明を行っているが、このとき、申立てに必要な書類一式（封筒セット）が渡される。

必要書類は同封された記載例に従い、所定の書式に従って作成する。

後見申立ての下記の書類は、インターネットを利用すれば、

<https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html>

からダウンロードできます。

### ①申立書

### ②申立人照会書、本人の状況照会書、後見人等候補者照会書

### ③市区町村役場から取り寄せる書類

- ・本人の戸籍謄本（戸籍の全部証明書）1通
- ・本人の住民票（本人の戸籍附票でも可）1通
- ・後見人等候補者の住民票（候補者の戸籍附票でも可）1通  
（後見人等候補者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）1通）

### ④登記されていないことの証明書（本人の分1通）

### ⑤診断書及び診断書附票

### ⑥療育手帳（愛の手帳）のコピー（本人が知的障がい者の場合のみ）

### ⑦財産目録

### ⑧財産や収支を裏付ける資料

- ・不動産登記簿本
- ・預貯金（通帳のコピー、証書のコピー）
- ・株式等（残高証明書、証券のコピーなど）
- ・生命保険等（保険証券のコピーなど）
- ・負債（借金の残高や返済期間が分かる資料のコピー）



# NPO法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

- ・ 収入（年金の通知書のコピー、給与明細書、不動産賃貸契約書コピーなど）
- ・ 支出（施設利用料（2、3ヶ月分）、入院費等の領収書のコピー、健康保険料・介護保険料・固定資産税等の通知書のコピー、家賃・地代の領収書のコピーなど）

## ⑨（本人のご親族の）同意書

### 4. 申立ての際の留意事項<sup>2)</sup>

#### ①後見人候補者

申立時に後見人等候補者を推薦できる。しかし、後見人等の選任は家庭裁判所の権限により決定される。推薦された者が必ず後見人等に選任されるとは限らない。

例えば、遺産分割協議、訴訟などの法的課題がある

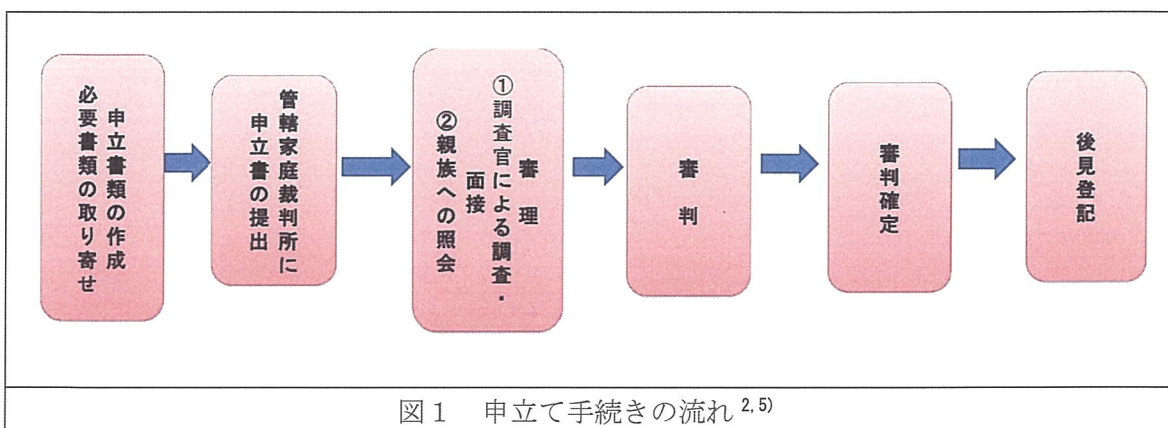
- ・ 多くの不動産を保有し、収益がある
- ・ 本人をめぐって親族間に争いがある
- ・ 福祉サービスを駆使する必要がある
- ・ 虐待事案

の場合、第三者の専門職後見人（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）が選任される可能性が高い。

### 5. 申立ての取り下げについて<sup>1,4)</sup>

申立ての取り下げをするには家庭裁判所の許可が必要となる。

これは、公益性の見地からも、後見開始の審判をすべきであるにもかかわらず、申立ての取り下げにより事件が終了してしまうことが相当でない場合があるからである。たとえば、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取り下げは、許可されない場合に該当する可能性が高い。



# NPO法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その1」

---

## 引用文献

1. NPO法人成年後見センターかけはし、法人後見実施マニュアル 第2版、pp. 8-10、2018. 7
2. 弁護士 早田賢史、弁護士 向川純平、成年後見制度の理解～基本を理解しましょう、「知的障がい者・発達障がい者のための市民後見人養成講座」研修会冊子、NPO法人成年後見センターかけはし WAM助成事業研修会、pp. 53、2018. 12

## 参考文献

3. 口語六法全書 口語民法、自由国民社、pp. 5-26、2013
4. NPO法人地域ケア政策ネットワーク、市民後見人育成テキスト、pp. 329、2013. 3
5. 社会福祉士養成講座編集委員会、権利擁護と成年貢献制度 第4版 新・社会福祉士養成講座 19、 pp. 99、中央法規出版株式会社、2014. 2

成年後見の実践例から学ぶ研修会 その1

---

令和2年9月11日 発行

発行者 NPO 法人成年後見センターかけはし

〒242-0022 神奈川県大和市柳橋2丁目1-26 102号

TEL 046 (244) 5551 FAX 046 (244) 5534

URL <http://www.kakehashi-tomoni.org/>

MAIL [info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp)

---

発行所 大塚印刷株式会社

〒242-0028 神奈川県大和市桜森2-14-2

TEL 046 (263) 3838

\*\*\*\*\*

この冊子は、令和2年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成(WAM 助成)の助成金により作成しました。